

令和4年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和4年6月15日 開会

令和4年6月17日 閉会

美 深 町 議 会

令和4年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和4年6月15日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第4号 令和3年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第23号の提案説明
- 第 8 議案第24号の提案説明
- 第 9 議案第28号の提案説明
- 第10 議案第25号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第11 議案第29号乃至議案第31号の提案説明
- 第12 報告第5号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第13 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 名 取 明 美 君 | 2番 田 中 真奈美 君 |
| 3番 和 田 健 君 | 4番 欠 員 |
| 5番 岩 崎 泰 好 君 | 6番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 中 野 勇 治 君 |
| 9番 荒 川 賢 一 君 | 10番 齊 藤 和 信 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	川端 秀司 君	住民生活課長	桜木 健一 君
保健福祉課長	中江 勝規 君	農務課長	山崎 義典 君
建設水道課長	杉本 力 君	建設水道課上席主幹	竹田 哲 君
会計管理者	後藤 裕幸 君	総務グループ主幹	小林 一仙 君
企画グループ主幹	小野 勇二 君	生活環境グループ主幹	内山 徹 君
税務グループ主幹	中林 秀文 君	保健福祉グループ主幹	和田 政則 君
農業グループ主幹	前田 直久 君	水道住宅グループ主幹	町屋 英雄 君

◎教育委員会

教育長	草野 孝治 君	教育次長	大堀 裕康 君
教育グループ主幹	元岡 友之 君	教育グループ主幹	前田 貴也 君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本 博 君	事務局長	山崎 義典 君
---------	--------	------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本 守 君	事務局長	望月 清貴 君
--------	--------	------	---------

◎選挙管理委員会

選挙管理委員会委員長	鈴木 豊 君	選挙管理委員会書記長	川端 秀司 君
------------	--------	------------	---------

◎議会事務局

事務局長	望月 清貴 君	事務局副主幹	丹伊田 和博 君
------	---------	--------	----------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、令和4年 第2回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、7番 小口議員、8番 中野議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から17日までの3日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から17日までの3日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。まず、閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に閉会中、議長が受理しました陳情等について申し上げます。一般社団法人 北海道医師会第161回臨時代議員会決議について、他7件であり、議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から5月実施の例月出納検査報告書、町長から専決第1号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について専決処分報告。法人の経営状況を説明する書類。株式会社美深振興公社、株式会社アウル、これらにつきましては、議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。町側提出のものは、条例の一部改正2件、規約の変更3件、指定管理者の指定1件、補正予算3件、

報告1件です。議会側提出のものは委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は藤原議員はじめ、合計5人です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に新型コロナウイルス感染予防対策として、会期中、議場ではマスクを着用し、傍聴席において座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。また議場内換気のため、一部ドアを開放し、空間除菌脱臭機を設置しています。次に、一般質問においてはインターネットへの録画配信を行うため、議場内で録画を行っていますのでご了承くださいますようお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、行政報告と致しまして、1つとしては令和3年度一般会計の決算状況。2つとしては今春の農作業の状況と6月6日現在の作物生育状況について。3つ目として、第三セクターの合併について。以上、3点についてご報告を行います。まず、令和3年度の決算状況でありますけれども、令和3年度会計につきましては、5月31日をもって出納を閉鎖し、現在計数確認と決算書の調整にあたっているところでありますが、歳入・歳出の決算状況につきましては、一般会計から順に報告を申し上げます。令和3年度から始まった第6次美深町総合計画は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、様々な対応・対策に追われる中、厳しいスタートとなりましたけれども、誰もが安心して快適に暮らすことができる町を目指して取り組んで参ったところであります。令和3年度の一般会計は西団地公営住宅建替工事や美深厚生病院の電子カルテ導入支援のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら進めた緊急対策。更に新型コロナワクチン接種事業などを実施したところでありますけれども、前年度と比べて特別定額給付金が減少したことなどにより、決算規模としては約5億円余りが下回る状況となりました。歳入では、町税は4億2,036万6千円で前年度比で一般、約1,557万円の減額となった一方で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は3億1,883万4千円と前年度と比べて3億9,091万円の大増となっています。なお、令和3年度から令和4年度へ繰り越した事業は、新型コロナウイルス感染症に係る8事業で、1億3,818万円となっております。繰越事業の詳細については、報告第4号で説明を申し上げます。この結果、歳入・歳出5億8,309万4千円。歳出5億4,866万3千円、差し引き4億4,443万円ほどの黒字であります。この決算剰余金の内、翌年

度に繰り越しする財源5,069万1千円を除いた半額の約半分、1億9,690万円を財政調整基金に繰り入れ致しまして、残る1億9,684万円を令和4年度一般会計へ繰り越しし、一般財源とするわけであります。次に、国民健康保険特別会計について報告申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にあります。健康保険給付費については、医療体制が新型コロナウイルス感染症の影響から、回復傾向にあり、前年度と比べ増加しております。令和3年度の決算額は、歳入5億6,634万8千円。歳出5億5,878万1千円。差引756万7千円程の黒字でございます。この決算剰余金の内、約半分の380万円を国保財政調整基金に編入致しまして、残る376万7千円は、令和4年度の一般財源と致します。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は、1億5,526万5千円余りとなっております。次に、後期高齢者医療保険特別会計について報告を申し上げます。この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は減少傾向でありますけれども、広域連合への納付については横ばいとなっております。令和3年度の決算額は、歳入8,145万5千円。歳出8,137万8千円。差引7万7千円余りを令和4年度会計に繰り越したところであります。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は、前年度比2.2%減少し、要介護・要支援認定者数についても前年度比0.9%の減少となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費についても、前年度と比較して2.0%の減少となったところであります。令和3年度の決算額は、歳入5億4,683万6千円。歳出5億4,572万6千円。差引111万円余りを令和4年度会計に繰り越したところであります。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は、6,581万8千円余りとなっております。次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。令和3年度は公営企業会計適用に向けた固定資産の調査業務や量水器取替工事、計画に基づく機械設備等の更新を行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は、歳入2,711万円、歳出2,422万2千円。差引288万8千円を令和4年度会計に繰り越したところであります。次に、下水道事業特別会計について申し上げます。令和3年度は、公営企業会計適用に向けた固定資産の調査業務及び公共下水道事業長寿命化計画に基づく機械設備の改修工事を実施した他、保守管理に万全を期し、環境・公衆衛生の充実に努めて参りました。決算額は、歳入・歳出ともに、2億5,085万9千円で一般会計からの繰入金は、1億4,753万8千円となっております。最後に中央簡易水道事業会計について申し上げますけれども、中央簡易水道事業につきましては、水の安定供給と経営効率化に努めた結果、収益的収支で、1,337万9千円の純利益が生じました。また資本的収支では、3,838万円の不足が生じましたが、

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰り越し現金は3億5,140万7千円となるものであります。以上が、各会計の決算状況の報告であります。それでは、2つ目の今春の農作業状況と6月6日現在の農作物生育状況について申し上げます。まず気象の経過でありますけれども、今年は積雪が平年より少なく、融雪期は4月17日で、平年より4日早くなりました。融雪後、4月下旬は晴れの日が多く、気温も平年より高く推移しましたがけれども、風の強い日も数日ありました。5月も気温は平年より高く推移し、日照は平年並みでありましたけれども、降水量は平年よりかなり多い月となりました。6月上旬は、気温が平年より低く推移しておるわけであります。次に、農作業状況についてですが、融雪が早かったため、耕起作業は4月26日で平年より1日早く始まりました。移植・植付作業については、水稻・てん菜は平年並み、馬鈴しょは平年より2日早く作業を終えているところであります。この他、南瓜の定植作業は、例年5月下旬から始まりますけれども、低温により6月上旬から本格化し、現在最盛期を迎えておるわけでございます。次に、主要農作物の生育状況ですが、水稻の生育は平年並みとなっております。畑地においては、融雪が早かったため、平年より早く播種・移植・植付作業が始まっております。秋小麦の生育は平年より4日早く、春小麦の慣行栽培は、平年より3日早く播種作業を終えました。牧草の生育は、平年より4日早くなっております。ホワイトアスパラガスは、4月13日から出荷が始まりましたけれども、気象の影響を受けにくく、例年安定した収量を確保しており、収穫は、6月末頃までの見込みとなっております。露地栽培のグリーンアスパラガスは、昨年より7日早い5月13日から出荷が始まっております。5月は霜害もなく、平年以上の収量となりましたが、6月からは低温の影響により収量が減少傾向にあります。収穫は、6月末までの見込みとなっております。恩根内牧場については、5月30日から入牧を開始しております。6月6日現在の放牧頭数は、牛と馬を合わせて443頭となっております。以上が農業関係の報告であります。次に3点目の第三セクターの合併について申し上げます。本町が出資している2つの第三セクターの合併について、この間、協議を進めて参りました。経営改善や合併については折を見て議会にも協議をさせて頂きましたけれども、今般7月に合併する準備が整いましたので、ここに報告をさせて頂きます。株式会社美深振興公社は、昭和55年ですね、11月にスタートし、株式会社アウルは平成4年4月に設立され以来、美深振興公社は平成16年を境に赤字経営が続いております。株式会社アウルも経営が厳しく、更に新型コロナウイルスの影響が大きく響き、非常に厳しい経営状態に陥りました。これを改善するため、令和2年5月から組織改編に向けた協議をスタートし、令和2年11月には経営改善に向けた美深町の支援策と

して公的部門への公費負担や令和3年度からの人的支援による経営体制の整備として、議会のご理解を賜りながら合併に向けた協議が進められております。令和3年4月には、2つの第三セクターが経営基盤の強化と町民の福祉の向上を図り、美深町の発展に寄与することを目的とし、株式会社美深振興公社を存続会社とする合併覚書が取り交わされ、10月には2つの第三セクターが置かれた状況と、今後の組織の改編について町民に説明する場として統合計画説明会が開催され、4月に向けた、合併に向けた具体的な事務処理を経て、本年の2月に両社の合併公告を経て取り進めて参ったところであります。本年2月の本年の第1回定例会では、町の資本金の2千万円を増資する予算を全会一致で可決頂き、この議決をもって3月22日に2社の合併契約が締結されたところであります。今後、7月に新会社となる株式会社美深振興公社の設立総会が開催され、令和4年7月2日をもって新会社へ移行するものであります。この第三セクター2社の合併により、びふか温泉をはじめ、物産展示館双子座館を含めたびふかアイランド一体の運営を発展的に進めなければなりません。厳しい社会環境の変化に対応し、経営の安定化のために策定した振興計画に基づいて、新会社の効率的で安定的な経営がなされ、自立した経営に繋がるよう町としても支援を続けて参ります。最後になりますけれども、今後におきましても、議員の皆様からの的確なご指導、そして町民の皆さんからのご支援、ご協力をお願い申し上げて、第三セクターの組織改編に関する報告とさせていただきます。以上が、行政報告3点でございます。終わります。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

暫時休憩します。冷房をちょっと。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。町長の行政報告に対し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ本件報告済みと致します。

◎日程第5 報告第4号 令和3年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 報告第4号 令和3年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてです。提出者から報告をお願いいたします。

川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは報告第4号になりますが、議案書の18ページをお開き頂きたいと思います。報告第4号 令和3年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。令和3年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙の通り翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。次のページの19ページをお開きください。この繰越明許費につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第6号）（第9号）（第10号）で設定した8つの繰越事業にかかる予算でございます。繰越明許費として設定した予算総額は20ページの1番下の行、2億1,065万7千円。この内、翌年度に繰り越した額が1億3,818万250円となっております。上から順に説明いたします。まず1行目の2款総務費1項総務管理費、情報セキュリティ強化更新事業につきましては、業務委託料でございます。3月29日に契約を締結しまして、12月23日を委託期間として現在進行中でございます。契約金額である、4,807万円を繰越してございます。財源につきましては、全額一般財源です。2行目の2款総務費3項、戸籍住民基本台帳費社会保障税番号制度システム改修事業、こちらも業務委託料です。5月12日に契約を締結しました。令和5年の1月31日を委託期間として現在進行中です。契約金額であります141万9千円を繰越してございます。財源は全額国の補助金となります。3行目、3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業、これにつきましては、住民税非課税世帯に対して1世帯あたり10万円を支給する事業です。その給付費と事務費でございます。現在は家計急変世帯への受付を行っているところでございます。153世帯分の給付金、それからかかる事務費を繰越してございます。財源は全額国の補助金でございます。4行目3款民生費1項社会福祉費、認知症対応型共同生活介護事業所整備事業、こちらは新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、資材の納品が遅れていたのですけれども、只今施設は完成したところでございます。現在は、法定検査を受けるなどをして事業完了の手続きを進めているところでございます。繰越額につきましては、補助金の6割、2,600万程になりますけれども、これを令和3年度中に概算払いを致しまして、残金1,753万5,600円これを繰越してございます。次の5行目、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種体制確保事業につきましては、ワクチン3回目の接種にかかる事業費です。集団接種と個別接種を終えております。現在は未接種の方の接種を実施しているところでございます。令和3年度中の接種事業に要した事業費これ除いた額を繰越しております。財源は全額、

国の負担金と補助金になります。6行目ですが、6款農林産業費1項農業費、美深西長寿命化防災減災事業につきましては、川西浄水場の電気機械設備更新工事請負費でございます。3月29日に契約を締結致しました。12月20日を工期として現在進行中です。契約金額につきましては、4,048万円事業予算の全額を繰越してございます。財源につきましては、未収入特定財源のところ国補助金とそれから起債になります。あと残りは一般財源2万5千円でございます。次、20ページの1行目になります。10款教育費6項社会教育費、文化会館COM100設備監視システム更新事業につきましては業務委託料です。3月29日に契約を締結し、6月10日に事業は完了してございます。あとは支払いを残すのみとなっております。契約金額であります259万6千円を繰越しております。財源は全額一般財源です。2行目、13款職員給与費1項職員給与費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、ワクチン3回目の接種にかかる事業費で、集団接種のスタッフの分の人件費となっております。令和3年度中の接種事業に要した職員の時間外手当などを除いた額を繰越しております。財源につきましては、全額国の補助金となります。以上、8つの事業で繰り越した予算の総額が1億3,818万250円となったものでございます。以上で、繰越明許費繰越計算書の報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の、報告第4号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ本件報告済みと致します。

◎日程第6 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第6 一般質問を行います。一般質問の通告者は5人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきます。まず私が最初のトップバッターとして出てきたわけですが、非常にこれ難しい問題でありますけれども、是非、町長の方にお考えを頂きたいというところで質問をとったところであります。

項目は1、行政。件名、物価高騰で町政への影響はということであります。質問の要旨を申し上げます。昨年、燃料や資材を中心に価格が高騰し、本年の3月定例会では、町の各施設での燃料費が増額補正されました。また、ロシアによるウクライナ侵攻は未だに停戦が実現する見通しがなく、更に長期化しそうな状況であり、燃料や各種資材、原材料

の高騰に拍車がかかり、食料品や日用品にまで値上がり波及してきている状況であります。エネルギーなどの脱ロシアや侵略戦争による影響は、これからとも言われており、町内の事業者の経営はもちろん、町民の生活にも影響が出てきている状況であり、今後、物価がどう推移していくのかは全く見通しが立たない状況であります。現在の物価高騰は、今後の町政運営や事業執行にも心配な状況であると考えますが、以下の点について町長に所見を伺うものであります。1、現在の物価高騰の状況をどのように捉えているのか。2、本年度の町政運営、事業執行への影響はないか。3、状況悪化に備えて対応策を講じる必要があるのではないかと。この3点についてお伺いをいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員から物価高騰で町政への影響についてのご質問を頂いたところでございます。順を追って答弁したいと思いますけれども、まず1つ目の、3点でありますけれども、1つ目の現在の物価高騰の状況をどのように捉えているのかということでもありますけれども、総務省が5月に発表した消費者物価指数は、これによれば、4月の消費者物価、総体、総計といいますか、総合で前年度比2.5%、こう言われているわけでありまして、前年比でも、1.3%の上昇だと。昨年9月から上昇が続いているような状況であります。特にエネルギー関係においては、政府の対策もあって、鈍化傾向にあるものの、電気では2.1%、ガスでは17.5%、灯油は2.6%。依然として高く推移し、町民生活への影響は元より民間消費や企業活動も影響が出ていると。下押ししているという状況かなと見ております。加えてウクライナをめぐる先行きの不確実性もあるわけでありまして、コロナ禍からの社会経済活動の回復を阻害しかねない。こんなところで懸念をしているという状況であります。2つ目の町政運営、事業執行への影響はないかということでもありますけれども、この物価高騰は食料品、さらには価格上昇が加速、エネルギー、価格が上昇し加速しているということでエネルギーは若干鈍化傾向にあるものの、そうは言うものの日用品や衣料品への価格転嫁が進んで円安の傾向といいますか、進行による影響も出てくる。そんな風に見込んでいるわけでありまして。町政運営においては、直ちに対策が必要な状況にはないと見ているわけでありまして、年末に向けての物価高騰が長引いた場合、各種事業の執行や行事の開催に懸念が及ぶことも心配しているわけでありまして。言ってみれば情勢を見ながら、影響を最小限にできるよう努力して参らなければならない、このように見ているわけでありまして。次に、状況の悪化に備えて対応策を講じる必要があるのではないかと。こういうことでもありますけれども、政府は直面する原油価格、物価高騰の影響を緩和するための緊急対策を打ち出し、5月末に総額2兆7,000億円の補正予算が成立する。長く続く物価高騰に一定の歯止めをかけ、生活・雇用・経

済の安心・安定の確保に期待するところでもあるわけであり、我が町においても、町民の生活と経済活動を後押しするために新型コロナウイルスの感染対応地方創生臨時交付金を活用した第10弾の事業について、今定例会の補正予算で提案しているところでもあるわけであり、今後の対策として、第11弾ということが良いのかどうかわかりませんが、農業分野における支援のほか、生活支援対策などについても、検討を進めているところであり、まずはこの苦境を乗り越えて住みよい暮らしや、地域経済が持続できるようきめ細かな対応策を講じて参らなければならない。このように思っているわけであり、以上、3点について、とりあえず答弁させていただきます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、町長から答弁を頂きました。まず、1番目の状況でいきますと、国の方からも色々情報が出ております通り、物価は非常に上がってきている状況の中で、町の事業沢山ありますけれども、今すぐには必要な対策をとらなきゃならない状況では、何とかそれなりに大丈夫ではないかというようなご回答だったという風に思っております。ですから、3番に関しては、まだそこまで講じる必要な状況にはない。国の今後の対策等にも、しっかり期待をしていく部分ではないのかなという風に伺っておったところですが、そういう風に聞きますと多少安堵は致しましたけれども、これ実は6月の最初の方でこの質問考えまして、それから約2週間近く経っている中で、状況がどう変わるのかなという風に思って、良くなればいいかなとは思ってはいたのですが、町長もちょっと触れました通り、その6月に入ってから円安の傾向というのが非常に色々な部分に普及をしていて、状況的に本当に厳しいような状況がどんどん迫ってきている風を感じております。そんな中で今すぐ、このことに対してこういう対策ということは、まだまだそういう段階では町長はないとおっしゃいましたが、町の事業沢山ある中で、十分対応の出来るものと、やっぱり考えなきゃならんもの、心配されるものというのが何点かあるとは思いますが、具体的に何点かの今町で進めている事業についての、状況をちょっとお伺いしたいと思います。まず最初ですけれども、チョウザメについて、ちょっとお伺いしたい。チョウザメに関しては、昨年この一般質問で施設が完成したことにより、今の課題は何があるのかということをお伺いしたところ、町長は昨年度で、早く大きく、まずこれを達成したいという風におっしゃってございました。そして、新しい施設の完成でようやくそういった展望も少しずつ見えてきておった状況の中で、この春の新聞報道でも取り上げられましたけれども、非常に明るいニュースとして、私は捉えておいて期待も大きかったですけれども、こんな中にきて物価上昇。特に電気代だとか色々のその資材等の値上がりの中で、非常に良いスタートを切っているところで多少心配な面も見えはするのですけれ

ども、特にその電気代の高騰というのは、稚魚の成育等に関しましても、心配な部分といえますか、影響があるのかなと感じておるのですけれども、今チョウザメに関しては、また今日も質問もあるようですけれども、その資材高騰の関係で、そのチョウザメに関して心配になるような部分が町長の方ではどう捉えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に、私としては農業等について今回の補正等には間に合いませんでしたので、対応しなければならないなとこう思っているわけであります。ただ、今言われたチョウザメ等の件については、灯油代だとか電気代だとか心配な向きはありますけれども、1つの明るい材料もあるわけでありますけれども、心配はありますけれどもね。その時点で対応していかなければならない。今、どうこうするそういう段階には至っていないのではないかな。お陰様で、少し明るい材料が出てきているなとこう見ているわけであります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） はい。町長の方から、今、農業のことも出ましたけれども、農業のことは最後、後で聞きますけれども。一応順番を考えてきましたので、2点目として先程も行政報告の中で、その第3セクターのスタートの話をしておられましたけれども、第3セクターに関しては、本当にコロナで大きな影響を受け、やっと再建計画がスタートしたと。この中で、今後の運営に期待をしながら色々支援等も賛成をしてきた部分ではあったのですが、振興公社の計画事業に基づき、町が支援を今後もしていくということになるわけですが、今の状況が続けば、その支援計画自体にその狂いが生じてくる心配もちょっとやっぱりあるわけなのですけれども、そうなった場合にはその町の支援計画にもやはり、また色々考えなければならぬ部分も出てくるのかな。そこがちょっと心配している部分なのですけれども、この時点ですぐその部分が今出ているとは思いませんけれども、そういった懸念もちょっとあるわけですが、その辺に関して町長は今、どのように見ておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 第3セクターの心配もして頂いたところでありますけれども、今の傾向としては春の状況といえますか、5月、6月の状況。少し回復基調にあるなとこう思っておりますけれども、しかしながらその何といえますか、公共工事といえますか、そういうものに期待をして、かなりお客さん等もはいつてきているような状況があります。7月、8月、6月の後半から7月、8月にかけて、アイランド含めて、この辺の動きがど

うなってくるのかな。客の入りがどうなるのかな、こう見ておりますけれども、議会等に認められましてね、増資もして頂いたし、努力をしなければならんな、こう思っておるわけでありまして。心配はありますけれどもね、努力をしていくものであるということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、順調にスタートしてきてはいるということで、安心はしているけれども、本当にこういう状況の中で経営努力だけでは中々解決できない部分も今後も出てくることも十分考えられるので、早め早めに対策を取れるような形がとっていったらいいのかなという風に思いますけれども、私は直接の経営陣ではありませんので、その辺に関してはあれこれ言える立場ではありませんけれども、心配している部分でしっかり見て行っていただければなと思えます。そして次ですね。町が行った、外部で行った工事関係についてお伺いしたいと。これまでも4月、5月の中で発注したもの、これから発注等を行う工事等も多々あるとは思いますが、特に工事を進めるにあたって資材高騰、これは週単位と言いますか、月単位でどんどん決めた物が上がっていくような状況があるという風にも聞いております。また、調達に非常に時間が掛かって計画が中々進まないというようなことも耳にするわけでありましてけれども、金額だけではなく工期等にも影響ではないのかなというような恐れもあるわけですが、現状に沿った何か対策が必要なのではないのかなと考えます。確かに契約したので、あとは決められた通りにしっかり進めてくださいということにはなるとは思いますが、これからの事業等も含めて、今の現状のままで、町としては現状、計画の中で物事を進めていくというのが基本ですから、それは1つの考え方として当然だとは思いますが、これから、その事業等に関して引き受け手がなくなるのではないのかな。あるいは、今やっている仕事が頓挫する心配もないのではないのかなというような心配しすぎな部分もあるかもしれませんが、そういったものもあるわけなので、その点の町発注の工事等に関しては、今の状況、あるいは今後の状況も含めて町長どのように見ておられるのかお伺いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） すでに発注した工事、これらについては非常に業界も含めて請け負った方ですね。会社も含めて非常に苦労しているという状況は聞いております。ただ契約ごとといたしますか、入札ごとでありますから入札そのものが不調に終わったものもありますけれども、物価高騰のために、そして人がいないとかそういうことも含めて諸々でありますけれども、資材がないとか、そういうことも入ってこないとか、そういうことも含め

て不調に終わったものもありますけれども、先程言いましたように入札ごとでありますからね。契約で頑張ってもらいたいというのが実情。ただどうしようもならんなどということは、時には議会の皆様方に相談しなければならない時も起こるかな。なるべく起こらないような範囲以内でやりたいと、町の姿勢としてはそう考えております。ただ資材が足りない、入ってこないと言われたら非常に工期問題含めて非常に辛い話があるわけでありまして、非常に心配。物価だけではなくて、資材が入ってこないのだということになれば、これは非常に難しい問題が絡んでくると、こう思っております。ただ入札ごとでありますから、契約ごとでありますから、その範囲で努力してもらおうのが1つのルールかなと思っ

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 基本はその入札のルールの中での話でありますので、当然その金額も含めて、日程も含めて業者は受けた以上は、しっかり責任もってやる。これはもう責務で当然のことではあるのですが、さっき言ったように資材等の中ではどうにもならないような状況も今後もやっぱりないとも限らない。そういったところも含めて業者と相談するったらおかしいですけども、その辺は現実的な対応をやっぱりしていけない部分はあるのかなと思っておりますけれども、そういうことをしっかりと状況判断をしていくということは非常に大事だと思うのですけれども、それに関してもこの外部発注工事だけではない全てのことに言えることだとは思っているのですけれども、そういった視点もしっかり持ってっていくべきかなと感じております。そして、このことに関して、こうしろああしろということではないのですが、最後にもう1つ産業の事についてお伺いしたいのが、農業について。農業は、この美深町の基幹産業と、町長は常日頃から言っておられて、私もその基幹産業、この地において非常に大事な産業の1つであるという風には思っております。そして町としても基幹産業という位置づけもあるものですから、経営の安定化というために様々な町独自の支援も立てております。そして今回の物価高騰では、すでにその燃料の他、肥料、家畜の飼料、そして温床資材等の価格がどんどん上がっている状況で、これ影響があるとかないとかではなくて完全に影響が出ちゃっているような状況で、JAの北はるか何かも生産資材の助成についてということで、今の状況も組合員に色々な情報を出しているような状況の中で、対応していこうというような話もどんどん進んでいる中で、農林中金では、今年の農業所得は大きく減少するという予測も出ております。それは色々な資材高騰だとかが、1番の大きな原因ではないかと思っておりますけれども、美深町はそのがんばる農業ということで、支援をして先程言った経営の安定化等も進めているわけですけども、本当に頑張れなくなっちゃうとか、頑張っても追いつかない状況というものが目

の前に来ているのかなという気がして非常に心配なのですよね。それで町が行う支援と言うのは物価対策ではありませんけれども、何かそのこれまで行っている、そのがんばる農業の対策の強化であるとか、新たなその施策というものも考えなければならないのではないのかなという風に思うわけでありましてけれども、町長のその農業の現状に対する思いお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭申し上げましたけれどもね。農業の心配は非常に粗飼料含めてね。輸入、更には農業形態も非常に変わってきていると。資材も足りないと。こういうことでね、非常に心配している。そして我が町というか日本の農業そのものの状況も変わってきたのかな。言ってみれば大型農業になってきています。そういった意味で変わってきている。そういう中で何ができるか、何をやらないといけないのか。国の動向を十分見ながら生産者、更には農協等々の対応を取るように、取れるように担当課にそれぞれ指示をして今動向を見ておって、それがまとめ次第、また議会の皆様方に相談をしなければならんなど思っているわけでありまして。言ってみればこれの物価対策のウクライナへの侵攻、ロシアの侵攻の問題もありますけれどもね。そういうことを含めて何をやらないといけないのか。ただ言われましたががんばる農業の方向については、1つの形が出来てきております。冒頭、何と言いますか。畜産の部分に7割ぐらいの農協の経営を聞くと、生産者の動向を見ると7割ぐらいが畜産酪農と言う形になってきているようであります。その辺のことを踏まえながら、しかしながら、がんばる農業という形に新たな施策を今更入れるということには中々ならんのではないのかな。ただ、その物価対応だとか資材だとか、そういう危機的対応については、先程申し上げましたけれども、議会の皆様方と相談していかなければならないなど見ておるわけでありまして。言ってみれば我が町の大事な基幹産業であります農業については、農家が少なくなっている現状を踏まえながら、やっぱり対応をとっていかなければならないと思っているわけでございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、数ある町政の中からちょっと代表的と言いますか、本当に心配されるなということで4点だけちょっと具体的に聞いた訳でありますけれども、あくまでも今回は町政の中での対応という点に絞って、本来だったら町民辺りも何とかならんのかという部分が多々あるとは思いますが、それこそそういう部分に関しては恐らく町長も最初に述べたように、今後の国の今、今日最終日なのかな。国会の中でも物価対策議論というのが出てくるので、これから何かそれに対するものが国から出るのかなということに私も期待はしているのですけれども、そういうものがあつたら、それを基にして町も

色々今度はもっと広い分野での物価対策というものが何か提案できるのかなというように期待をしているところではあるのですけれども、あくまでも個別にどうのこうのという単位では中々出来ない部分ではあると承知しておりますので、あくまでも町政の中での対策ということで出来るものはどうかということでお聞きをしていたところであるのですけれども、冒頭申し上げた通り、町としてはまだまだ今すぐ何かこうしなければならない状況ではないということは重々承知はしておりますけれども、今後として全体として今私が見通しが立たない状況で今後どうするかみたいな話というのは、凄く無責任とは言わないけれども、難しい話なのです。見通しが無いものをどう見通しをつけるのだという話は非常に難しい。ただ見通しが難しいからこそ、その時その時の時点での判断というものが非常に大事になるのかなというように考えてはいるのですよ。それで本来先程言ったように事業というものは当初計画に沿って進めるのが基本で、そして職員もそういったコスト意識を持って実務にあたるというのは非常に見ていて私も感じております。その部分に関しては非常に実務、そういうことに実務にあたっているということは、日ごろから感じて知っておりますけれども、それゆえに対応が硬直化してしまうのではないかなという逆な心配も感じるわけですよ。それで、具体的な必要になっての対策というものはこれからとしても、各担当がそういう局面に対して柔軟に判断が出来るようなそういったものを方針として町長が何か示すということも必要ではないのかな。その中で、町の各担当が柔軟に対応できるという環境づくりというものも私も必要な。まあ出来ているのかもしれないのですけれども、そういうことも含めて示していくということが大事だと思うのですけれども、この点に関しては町長いかが思われるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 商工業と申しますか、そういうところからの要請、要望がありまして、それらを含めてね。その辺の声は商工業だけではなくて、消費者の声もあるなという感じを受け取りまして、プレミアム商品券なり飲食店の上積み措置をやったところでもございますけれども、硬直していると言えば硬直している部分も少し感じますけれども、とりあえず当面それで第1段、第2段として乗り切ってほしいな。今後のことについては、色々考えていきたいと思っているわけでもございます。ただ、職員の話もありましたけれども、職員に向けては積極的にコロナ対策含めて、政策含めて提起するように物事を積極的に思い切った考え方を入れろと、いう指示も出しているところでもございますので、ご理解の程をお願い申し上げたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 質問ではないですが、今後のことに大いに対応含めて期待をして

いきたいと思います。今日の質問は、時間は残りましたが以上といたします。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で6番 藤原議員の質問を終わります。

次、5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めたいと存じます。今回は2項目ございまして、最初の1項目、行政についてお伺いしたいと存じます。全ての美深町民がデジタル化の実装で幸せを享受できる暮らしの実現に向けてというタイトルでございます。全国の町村会は、町村初のデジタル化推進を提言する有識者研究会の報告書を公表いたしました。その中で町や村が抱えている格差は、デジタル技術の活用により、プラスの個性や強みに変えることが出来ると指摘をして職員に対するデジタル人材の育成が重要であり、町村長のリーダーシップによる積極的な対応が必要になると指摘をしております。また政府は地域活性化策デジタル田園都市国家構想の基本方針を公表し、2027年度末までに高速インターネット通信が出来る光ファイバー回線を全国99%の世帯へ普及をさせる他に、26年度末までにデジタルに詳しい人材を全国に約30万人育成しデジタル基盤を活用して各種の生活利便性を向上させ、全国どこでも快適に暮らせる社会を目指すとしています。今回私の質問は、全ての美深町民がデジタル化の実装で幸せを享受できる暮らしの実現のその視点から、次の2つの項目について町長の考えを伺うものであります。1つ目は、行政のデジタル化、地域活性化へのデジタル技術の活用その推進の基本的な考え方について、町長の考えを伺うものでございます。2つ目については、デジタル化の現在の美深町の現状、そして抱える課題、更には課題解決の方策について、どのように進めようとしておられるのかお聞きするところでございます。3つ目には、実際にデジタル化を大きく一步前進しました教育環境の現状について、今後の課題と推進の方向性について、これは教育長に所見を伺うものでございます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員の方からデジタル化の実装で、幸せを享受できる暮らしの実現ということで、2つほどの質問を頂いたところでございます。まず基本的な考え方が問われておりますので、申し上げますけれども令和2年度に政府が発表したですね。自治体デジタル・トランスフォーメーションDXですか。この推進計画、デジタル構想構築に向けて各施策を効果的に実行していくのだと。国の方針があるわけでありまして、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があると。こういうことで我が町もそれに後れを取らないでやれることから一生懸命取り組んで参りたいとこのように思っているわけでありまして。そういう中では、国が言っているところのマイナンバーカードの普

及推進だとか、オンライン化だとかこういうものについても積極的に取り組んでいきたい。昨年、一昨年より少しはマイナンバーカードも普及してきたなど、そう見ているわけであり。そんなことで、国が進めて財源も財政も、また人材等も揃えて貰わないと中々出来ないわけでありましてけれども、基本的には一生懸命やりたいと、そういう心構えで臨みたいと思っているわけでございます。言葉足りませんでしょうけれども、後でご質問もあろうかと思っておりますので、この辺でやめておきます。2つ目のデジタル化の現状と言いますか、課題と言いますか、解決の方法はということでございましてけれども、現状は押さえていると言うか分かっているつもりではいるわけでございます。課題は何であるかという、やっぱり金の面だとか、金といえば国等々でやっぱりしっかりとした財政負担をしてもらわなければならない。そういうそれと何というのですか。人についても十分な対応になっていない、体制になっていないな、そんなことを感じざるを得ないわけでありまして、従来のベースと言いますか、そういうものが一步も二歩もあげていかななければならないな、こう思っているわけでございます。そういう意味ではデジタルに精通した技術に精通した人材の確保だとか育成、こういうことも進めていかななければならないと思っているわけでございます。ただ、国の財政だとか人材、こういうものの支援策というものを十分見ていかななければならないという風に思っているわけでございます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員から、実装に一步踏み出した教育環境の現状と今後の課題と推進の方向性についてご質問を頂きました。ご承知の通り令和2年度末に国のGIGAスクール構想、いわゆる1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク整備によるICT推進環境の実現の前倒しにより全児童生徒、教員への学習用端末、美深はタブレット式の整備合わせて大型提示装置の配置等を行って参りました。更に各学校の情報機器に対するネットワーク環境整備を進めて参りました。所管事務調査の現地調査でご覧になられたと思いますが、学校内では各教室での生徒、教員一人ひとりがタブレットの使用が可能となっております。タブレットの活用については、小学校低学年からタブレットに慣れる取り組みから始まり、学年が進むにつれて授業の中での活用が多くなってきております。タブレット内の学習用ツールを活用したり、インターネットを介して調べ学習をしたり、児童生徒一人ひとりが課題に向き合い学習を行っている他、教室内の大型提示装置を活用し、全体での学習を行っております。今後は、新学習指導要領に基づき活用を充実していけるよう努力して参りたいなという風に考えてございます。課題につきましては、所管調査の際にも担当から縷々ご説明申し上げた部分もございまして、直近としましてはソフトやタブレットの更新にかかる経費、財源の確保が挙げられますが、国の制度を注視しながら何

とか対応して参りたいなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、教育長の方から実装の現状と今後の課題についてお話を頂きました。私も産業教育常任委員に所属をしていて、つい先だって中学校の授業風景を視察研修をさせていただきました。まさに教育長の言われるように今、子どもたちは1人1台のタブレットを持って、果敢に授業に取り組んでいる姿を見ることができました。それによってですね。教育長、まだ始めて間もないということは当然でございますが、大きく教育長の方からどんな成果やどんな効果がそこから生まれたのかということについて、1つはお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） どんな成果やどんな効果がというようなご質問でしたが、昔はそろばんと言われましたが、今はICTと言われているそうです。本当に子どもたちは、タブレットを凄く思ったより早く使用することが出来ているのかなという風に思っています。このことによって色々な普通の授業だけではなくて、調べ学習、自ら調べて考えるそういった学びに繋がっていているのかなと思いますし、ステップを経て今後、小学生、中学生、高校に行ってもですね。その端末を利用して、今後社会に向けた段階的なデジタル社会に向けた社会人にいく段階的な準備に繋がっているのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 教育長の方からはICTの導入が、ある意味大きな効果をもたらしているという話をお聞きしました。美深町にあっても、他の分野、行政ですとかあるいは町民生活の中にあっても、こんなICTの導入というのはやはり早急にやることで町を変えるということに私は繋がるのだと思っています。先程、町長の方からは基本的なお考え方をお聞きしました。国の施策に後れを取ることなく進めていきたいというお話で、大変心強いお話を頂きましたが、がしかしですね。これからが問題なのですね。美深町は全国では、デジタル化のいわゆる光ファイバー回線、高速インターネット通信ができる光ファイバー回線を2027年度までに全国に普及させたいと。ほとんど100%にしたいということなのですが、美深町はいち早くもう何年も前に、これは実現しているのです。それ以降が問題なのです。それをどう使い、どうこなしていくかということに心を砕いていなかったのではないかとこのように言わざるを得ないのです。折角ここまで線が来ている。目の前までそういった環境にあるのに、その環境を活かしきれない今の状況という風にそこに大きな課題があると思います。町長も言われたように、国が進める中では推進のための人材の確保ということが大きな視点だということも町長もご存じだと思います。それで

あるならば、一歩も二歩も進んでそういうデジタル人材の確保のために動くという事が大事なのだと思いますが、その動くについて具体的な計画なり考え方はお持ちでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いち早く、デジタル化に向けて取り組んできたということはご理解を頂いているようであります。その中で光回線等も約12億円をかけて全町に普及させたなと思っております。よくやったなと言う評価も頂いております。その中でただ残念ながら光ファイバーへの利用率といいますか、そういうもの等が商工会なり我々なり努力して皆に使ってくださいよとそういう部分もあったのですけれども、ここへ来て少し伸びてはおりますけれども思ったほど伸びなかったというのがそういうことも言えるのかな。先程申しましたように何処に原因があるのかな。やっぱり教育長の話ではないですけれども、昔は読み書きそろばん、低学年、言ってみれば子どものうちから我々はそういうことに触れておりません。そういう中でかなり時間がかかるのかなと思っておりますけれども、そうは言いながらも、やはりスピードアップしなければならない。これからは人材も確保していかなければならない。そのためには金もかかる。そして機器も新しくなっていく。こういうことでありますから、国にもしっかり手当してもらわなければならない部分もあるのですけれども、人材の確保等々も小さな町村と言えども、やっぱり我々は我々として考えていかなければならぬ。この後れを取らないようにしていかなければならないと思っているわけでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 思いは大事ですね。ただ具体的に行動計画に示さなければ前へ進まないですよ。その計画自体をお持ちになっているのか。あるいは今、検討しているのか。その辺のことをお聞きしたかったのです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的にやっぱり町長としてのリーダーシップと言いますか、そういうものも問われているのかなと思っておりますけれども、やる、進めるという方向は確認、お互い確認できるのかなと思っております。そこで人材の確保等々も小さな町村には中々人材が集まらないわけでありましてけれども、学校だとかそういうところに働きかけて専門的な人材を入れていく作業もしていかなければならないと思っているわけでございます。その辺のところを道なり国なりそういうところに働きかけて果たして私のような小さな町やそういう自治体にまで配慮してくれるのかどうか、こういう課題もあるわけでありましてけれども、一生懸命取り組んで参りたいと思っているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長の決意はわかりました。具体的に動く手法を是非取って頂きたい。当然、人の手配にお金がかかります。そのお金には財務省はきちっと出しますよと明言していますね。総務省も。令和2年度にあっては、その試行的な観点で全国でデジタル活用の支援推進そんな事業が全国何カ所でも進められていますよ。そういったことを上手く国の施策をつかみ取って、そしてそこにお金を投資していくということであれば、問題解決していくのですね。今、町長は来てくれるかどうかという話をされましたが、来てくれるかどうかではなくて、国にしっかりそういったことを出すことによって、その担当する人が入ってきてくれますよ。入ってきてくれた人を中心に、美深町独自の仕組みをどう作るかということを検討しながら、実際にデジタル支援員、デジタル活用する支援員をこの町で育てていくのですよ。そういった手法を具体的に全国の町や市で進めていますから、そういった事例をもう少しお互いに勉強しながらですね。やっていくと良いのかなと思っています。時間の関係であれかもしれませんが、防災端末の話はしないでおこうと思ったのだけれども、防災端末アプリの普及のために予算化した時点がありますよね。その時点でも要するに、例えば携帯電話1つでも、お年寄りにしっかりその使い方が分かるようなことを教えていくということも大事だということも確認をさせて頂いて、それも進めていくと言ったのだけれども、それが今進んでいるのか分からないけれども、そういったこともこの町の中にデジタル支援員というのを養成するきちとした講座をつくって、そこを何回かの講座を進めてそれによってお年寄りに伝えていく、そういう支援員をつくっていく制度がつくっていくことができますから、是非それは研究して取り組んで頂きたいという風に思っています。それで、後ですね。問題は今、各家庭には、ファイバー網が完備しています。あとそのファイバー網をどう利用してもらうかということも大きな課題で今、学校のタブレットの関係も要するに学校での授業だけではなくて、将来的には自分の家で勉強したことを学校で復習するそういう授業体系に多分変わってくるのだらうと思いますね。そうしてくると家庭の端末をきちっとWi-Fi化していくような形を取らなければいけない。そのためには、各家庭でそれぞれがそのWi-Fiの施設を用意しなければいけないのですね。それは色々な家庭がありますから、用意できる場所、できないところ色々出てくると思うのですね。その辺の対応を町としてしっかりやっていく。今、教育の問題で言いましたけれども、それと相まって高齢者のためにそういう今のデジタルをきちっと使っていく、そういう施策も必要になってくるのだと思います。それが町長が言われている、先程も答弁の中でもみんなが本当に暮らしていけるような、そんな美深町にしていくために事業をやっていくというような話をされまたけれども、そんなことも必要なところだと

思っています。それともう1点は、公衆無線LANの環境整備ですね。いわゆる防災の観点からですね。防災の拠点といいますか、避難場所あるいは官公庁避難所等に公衆無線LANを張り巡らせるそんな環境整備も国の方はお金は出すように、もう既に決まっています。手を挙げればそんなことも可能になるわけですね。やっぱり町中どこでもWi-Fiを使えるという環境を、これからは作っていく必要があるのかなと思います。国はですね。これについては、助成率が基本的には半分なのですが、財政力指数が0.4以下で、かつ条件フリー地域の市町村については、3分の2補助するというようなそんな補助率でお金を出してくれます。美深0.160くらいですから確実に3分の2は国のお金でそういったことも可能になると。そんな感じでやっぱりこの町全体がですね。Wi-Fi環境にあるということは、まず1つの条件かと思いますが、その辺の取り組みについてはどう考えておられますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 何といたしますか。今、たくさん岩崎さんからご質問を頂いているところなのですけれどもね。要は、役場の職員が専修、デジタルに非常に詳しくなって、底上げをしなければならぬ。これも1点です。そして町民を高齢者も含めて若い人も含めて教育していくと言うか、研修していくとかそういう方法も1点です。そして昔でいう読み書きそろばんの時代から、タブレットの時代に子どもたちも入ってきたと。そしてそういう物を違和感がなく使えるようになってきたという時代も心得ているつもりであります。ただ、国が色々なことを言う訳でありますけれども、その岩崎さんの言うように、我々が持ち込んだ時に、そしたら我が町のような4,000人ぐらいの町、全部に行きわたっていると。こういうことを言いますけれども、条件として受け入れてくれるかと、そしたら中々それは難しい。相談してみますけれども、そういうところに例えば何というのですか。人材だとか、そういうものも研修だとか、そういうところに積極的に出さないと。人材も入れなきゃならないと思っております。そして、協力隊的な人も人材としていけば、受け入れたいという提案方式もやっております。既にやっています。だから、その辺のことを理解をしてほしい。国の施策なり管内でもやっぱり早い方の取り組みを実現化に向けてはやったつもりでありますけれども、どうも何と言うかすぐできるんだと、時間のかかる話であります。だけどリーダーシップと言われる部分はあるかもしれませんが、それは積極的にやりたいと。そして積極的に進んでいる地域もあるという風に認識をしております。けれども、国だけがデジタルに精通した人材が大学でも専門学校でも国にも集まっていないのが現状でありますから、そういう中でうちの町村に出してくれる人材が果たしているのかどうか、こういう問題もあるわけがございますから、

何もやってないそういうことでは全くないのではないか。反論に近い答弁になるかもしれませんが、そうではないのだと。努力はしているのだと。そしてやるのだと。こういうことを理解してほしいなと思っているわけでございます。終わります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 努力していることは、目に見えてこないのですね。何もしていないわけではないと言われるが、本当でしょうかね。例えばですよ。国が今進めている中では、総務省ではデジタル活用支援の普及推進の中に、スマートフォンの講習会、高齢者に向けたスマートフォンの講習会を全国各地でやっています。この近隣では、名寄市の携帯のショップで何か所かやっておられます。これらの会社がないところにあっては、自治体市町村には、手を挙げてくれたらその人材を派遣しますと言っているのですよ。手を挙げたら、この町でそういった研修の場所もつくれるのではないですか。そういうことを言っているのですよ。だから色々検討しているというのは、目に見えてきませんから分かりませんが、それはやっぱり検討しているのであれば、具体的に芽を出して花を咲かせるそんな施策が必要なのではないでしょうかね。改めて伺います。このデジタルの実装で、町のみんが本当に幸せを感じてもらえるような社会をつくりませんか。残念に思っているのは、ついこの間まで元気におられた方が今いないというのが、この最近、何人もあるのですよ。

娘さんが連れて行ったとか、息子さんが来て、迎えにきて都会に行っちゃったとか、そういうのが今の現状ですよ。人口だって、うちの町が計画した数より遥かに落ちて、もう5年、6年後の数字が今の数字になってきている。前倒しして。減少傾向は。そこにやっぱり住みやすい町をつくるというのは、そういった手助けの中で住んでいて良かったなど。都会にいかなくても色々なことが出来るということをやったり1日も早く実現するための努力をしなければいけないんじゃないですか。そう思いますが、いかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 何というのですか。努力していない。私の方は努力しているのだという話を申し上げているわけでありましてけれども、今インターネットですか。の使い方等の研修等も話も具体的に伺いましたので、それらを研修に来てくれるかは別にして、そういうこともやってみなきゃならんということ而努力していきたいと思っているわけです。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 次に、2項目目の質問を行いたいと思います。2項目目は、政治への関心を高める選挙啓発の改善を図ってはどういうことでの質問でございます。本日、この質問にあたりまして出席を頂きました選挙管理委員長にお礼を申し上げます。ありがと

うございます。平成27年6月に公職選挙法等の改正が行われまして、平成28年6月19日から年齢満18歳以上、満20歳未満の者が選挙に参加することができることとなって早6年を経過したところでもあります。新成人年齢も18歳となりました。これからの持続可能な町づくりには若者の政治参加が不可欠であるという風に思いますが、政治への関心を高めていくための手法の1つには、選挙啓発の改善が必要とされているところでございます。令和5年実施予定であります美深町長選挙、美深町議会議員選挙に向けての選挙管理委員会の取り組みについて伺うものであります。1つ目は、現在までの色々な選挙がありますから数は違うと思いますが、投票率のここ数年間の推移を見まして、それをどう分析をされて、それによって課題があるとすれば、それにどう対応してきたのか。あるいはこれからしていこうとしているのか。その点について1点目をお伺いしたいと思います。2点目については、その選挙の啓発については、様々な全国の事例がございます。それらの参考事例を選択しながら、この町に合った取り組みが出来ないかどうか。そんな考えはないかということの2点目のお伺いです。3点目については、具体的な事例の提案として高校や中学校、教育委員会との連携のもと、出前講座や模擬投票で関心を高める方法はどう考えるかということです。これについては、教育委員会の考え方も伺いたいと存じます。4点目は、選挙では投票率向上のため期日前投票所、町中、商店街や公共施設に設置してはどうかという提案です。5点目は選挙広報を発行して、立候補者の選挙公約を有権者に示し、投票を促す手法をとってはどうかということの質問でございます。以上です。

○議長（南 和博君） 鈴木選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（鈴木 豊君） 岩崎議員から選挙管理委員会に対し、政治への関心を高める選挙啓発の改善について、5点の質問を頂きました。1点目の投票率の推移をどう分析し、課題があるとすればどう対応するのかというご質問でございますけれども、美深町では過去10年間に行われた選挙の投票は9回あります。令和元年の参議院議員選挙が最も投票率が低く、66.76%。最も高いものは平成23年の町議会議員選挙で84.33%となっています。これら9回の投票率を道内町村の平均と比較すると、4から9ポイント程高い率を示しており、特に低い状況にあるという認識は持っておりませんが、低下傾向にはあります。この要因として、投票時に来られない高齢者が増えたことや就学等で地元を離れて生活している若年層が多くなったことなどがあると捉えておりますが、これは全国的な傾向であり、特に課題がある状況ではないと考えております。次に、全国の啓発事例を参考に取る考えはないかのご質問ですが、現在投票日までの間は、いずれの選挙においても選管委員による街頭啓発をはじめ、広報車両による巡回、防災情報端末

機による期日前投票所混雑予想の周知など啓発に努めているところでございます。来春執行の町長町議会選挙では、選挙期間が5日間と短く、選挙事務に忙殺されることから新しい取り組みを行うことは難しいと考えますが、通常時を含めて効果的な啓発事例があれば参考にしたいと考えております。次に、高校や中学校、教育委員会との連携で関心を高める方法についてのご質問ですが、学校からの要請ではありますが、美深高校及び美深高等養護学校の生徒会選挙においては、選管で所有する投票箱と記載台を貸し出して利用いただいております。選挙に触れ関心を高める1つの機会となっております。まちづくり出前講座についてはメニューの設定はありませんが、要望があれば実施するよう教育委員会とも連携して働きかけて参ります。次に、期日前投票所を町中に設置してはどうかとの質問ですが、期日前投票所は役場1階町民相談室に設置し、午前8時30分から午後8時まで投票を行っており、昨年の衆議院議員選挙では全有権者の42%、1,066人が期日前投票をしたことから概ね定着してきていると捉えております。期日前投票では代理投票の対応の他、不在者投票などの多くの業務を職員が交代で当たっており、期日前投票所を役場外に設置することは人員配置の面からも困難であります。また役場は市街地の中心にあり、駐車場や段差などの課題も少ないことから他に設置する考えはありません。最後に、選挙広報の発行についてのご質問です。選挙広報の発行は公職選挙法に規定がありますが、市町村議会議員選挙に関しては義務付けられたものではありません。選挙広報は投票日まで、なるべく早く選挙人に行き届かなければなりません。町議会議員選挙においては選挙期間が5日間と非常に短く、この期間内に編集発行して全世帯に配布することが非常に難しいことから現時点では発行する考えはありません。以上です。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員から高校や中学校、教育委員会との連携で出前講座や模擬投票で関心を高める方法についてご質問頂きました。選挙管理委員長の答弁と重複する部分もございますが、美深高等学校、美深高等養護学校では選挙管理委員会から投票箱、記載台を借用して生徒会選挙で活用している事例を伺っております。また、北海道選挙管理委員会から道立高校へパンフレットが配布され、選挙啓発の取り組みが行われております。出前講座については、選挙管理委員会と連携しながら働きかけすることは対応可能と考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まず、投票率向上のための期日前投票所の町中設置について、今の期日前投票所が役場内にあってですね。期日前投票率が42%にも達しているという、その数字にはちょっと驚きました。そんなにみんなやっぱり関心事としては、この期日前

投票の制度、簡単に出来るという方法に変わったこともあるかと思いますが、非常に有効に働いているんだなと言うことで理解をさせて頂きました。5番目の選挙広報の発行についてなのですが、多分そう言われるだろうなという答えは予測していました。ただ、今時代はどんどん変わってきていまして、これらの選挙期間5日間のところでも、既に発行している町村もございますから、研究をされて候補者一人ひとりの考え方をしっかり町民に伝えていくということも今後の課題かなと考えていますので、是非ご努力をお願いしたいと思います。事前の提案として、中学や高校、教育委員会との連携でということで出前講座、あるいは模擬投票等の関心を高める手法をとってはどうかということで、今答弁も模擬投票に変わるような形の投票箱の貸し出しですとか、記載台の貸し出し等について実際に行っていることも理解をさせて頂きました。それです、たまたま6月13日付の自治日報、昨日送ってきた自治日報なのですが、それに同じテーマです。早稲田大学の北川正恭名誉教授がこの選挙の在り方について、ちょっと書いている文がありますので、ちょっと参考にしてほしいことと、こういったことをもっと積極的に進めることが必要のかなという風に考えるところがございますから、是非ご検討頂きたいと思って、委員長にその考え方をまず伺いたいと思います。途中、文の中からになりますが、選挙管理委員会の業務の1つに選挙の啓発事業があるが、大人になってからの啓発も当然必要ではあるが、子どもの時から学習する機会を設けて自然と身に付く様にする私権者教育が重要である。山形県遊佐町では2003年より遊佐町少年町長、少年議会公選事業を実施している。平成の合併の際、若い世代の人口が減少していく中で、自分たちの力で自分たちが求める遊佐町をつくろうスローガンにスタートした。町内在中の中学生、高校生が有権者で、その中から少年町長、少年議員10名の定員で立候補して選挙をする。2021年度は少年議員のみの選挙となったが投票率87.9%になった。政策は有権者を対象にアンケート調査を行い、そのアンケートを参考に政策を掲げ、審議は町議会の議場で行う。第18期少年議会では45万円の政策予算が町から与えられた。この予算で実現出来ない場合は所管課で予算化される。町のイメージキャラクターを募集して、高校生が描いたものが採用された。JR東日本にダイヤ改正の陳情をして、改正を実現した。若者の居場所づくりとして、図書館の一部に勉強の出来るスペースを増築した。このような活動を通じて少年たちは遊佐町に関心を持つようになり政策実現のための調査や検討を行い、町や団体と協議をする中で自信や責任が生まれた。地域住民も少年権を求め少年議会に意見やアイデアを求めるような場面も見られるようになった。もう1つ事例もあるのですが、こんな形で若い子たちにしっかりと私権者教育ということも教育委員会も含めです。議会もそこに一緒にやらなければいけないかもしれないけれど、そんな形で若い子どもたちが、この町を

どう考えどう進めていくのかということの、そういったことを啓発していくことも将来的な選挙の場所では必要になってくるのかなと思うところですが、選挙管理委員長の考え方、ご意見等お聞きして終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 鈴木選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（鈴木 豊君） 非常に大事な部分だということで、ご提起いただいたという風に理解をしてございます。美深町もですね。過去に子ども議会という形で実施したこともございますし、近隣でもやはり、こういう議会です。提言を受けて、そしてそれを施策に活かしているという話も聞いてございます。いずれにしても若い時からそういうのに携わって18歳になった折には、是非ともその選挙にいていただくと。そして未来を担う若い人たちがこれから日本を背負っていくんだという部分も、そういう私権者教育、確かに大事な部分でありますので、そのことを十分気に留めておきたいと思います。それから選挙広報の発行の関係でありますけれども、今ちょっと5日間の中でやはり私も無理だご答弁申し上げましたけれども、去年の選挙運動の費用負担の関係で、これが条例化されました。その中で選挙用のビラですね。これが発行できるということで、単価の設定ありますけれども、2種類で1,600枚まで発行できるという部分がありますので、これは証紙を貼ったりですね、そういう手続きはありますけれども、そういう形で、当面選挙公約なり形で、それぞれの議員さんの皆さんの考え方を町民に周知をして頂く、啓発して頂くということで、そういう形をお願いしたいという風に思います。費用については全部公費でございますので、自己負担は、郵送があれば郵送料がかかるくらいで、そう多くはかからないと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） はい。ありがとうございます。今日わざわざお越しいただいて、ある意味、有意義な質問ができたかなと思っています。これからもよろしくお願ひしたいと存じます。以上で、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員の質問は以上で終わります。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時、13時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩をとり、会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） それでは一般質問を始めさせていただきます。項目は行政です。件名は美深町における空き家問題と住宅事情について。質問の要旨をお話させていただきます。どの町でも人口減少が進み、我が町においても4,000人をきる人口となりました。高齢により住まいを変える方もおり、そのため空き家になっている住宅や管理者がわからなくなっているもの、更には危険家屋になっているものがあるのは、町としてもご存じだと思います。一方で美深町が良いと移住する方がいることも確かであり、また公営住宅を希望しても様々な条件により入居できない方がいると思います。空き家になっている住宅が、住んでもらえる住宅として取り扱えるうちにいち早く町として対策を取る考えはないのか伺います。1、町内に仲介業者を募り取り扱いをしてもらい、町としても把握する仕組みづくりする考えはないか。2、空き家バンク登録などインターネットで住宅を探せるようにすることで、移住促進に繋がると思うが、町長の考えは。お願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 田中議員から、美深町における空き家問題と住宅事情に関してのご質問を頂きました。はじめに町内に仲介業者を募り、取り扱いをしてもらい町として把握をする仕組みづくりをする考えはないかというご質問でありますけれども、これまで転出者などにより使われなくなった住宅の事情を所有者から町に頂き、移住希望者へ情報を提供して参ったところであります。町内に仲介業者はおりませんけれども、名寄市内にある仲介業者を利用し、売買されている方もいらっしゃるわけであります。2つ目に、空き家バンク登録などインターネットを使って住宅を探せるようにすることで、移住促進に繋がると思うが、私の考えはという質問であります。現状でも情報提供を行っておりますけれども、空き家が所有者、既に売買や賃貸等の意思があったり、あるいは家財道具を置いたまま管理等が出来ない状況であったり取り壊す前提であったわけでありましてけれども、本人の同意を得られない、こういうものもあるわけでありまして。また、情報提供の件数も少ないのが現状でもあるわけでありまして。移住促進についても、お尋ねでありますけれども、移住促進について、音威子府、中川と3町村で組織している、きたいっしょ推進協議会におきましても各市町村内にある移住体験住宅についてホームページを利用してPRしてきたところでもあります。これまでも当町で適応している3棟の移住体験住宅利用者の中から実際に移住に結び付いているところもあるわけでありまして。近年、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、一時、募集を休止しておりましたけれども、この6月からは募集を再開しているわけでありまして。既に問い合わせ、申し込みを受けているところでもあります。更に、きたいっしょ推進協議会では、移住対策事業として空き家・宅地の情報収集と住宅情報提供や相談を受けていくとともに、都市部で行われている移住・交流フェ

アなどの参加を計画しているわけであります。住宅は個人の財産であるため、おっしゃるような町で対策をとることは何でも出来ないわけでありますけれども、これについてはご理解を頂きたいという風に思っているわけですので。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 町長のお話の中で、美深町として何もしていないわけではない旨も町のホームページなどを見て、私も存じ上げている次第であります。何ですけれども、やっぱり空き家問題については、先輩議員たちもこの数年においてずっと取り上げている問題でありまして、どこの市町村においてもこの空き家の問題というのは出てきているものだとは思っています。中々個人の財産ということで、立ち入るのが難しい部分があるのは重々分かっているのですけれども、このことについて、毎回空き家について触れられていることに対して、町としてはその課題、空き家があることへの課題に向けての研究などは行っているのかということを知りたいです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 課題というか、対策をとっているかということでもありますけれども、地図に拾いまして何処が空き家になっているかと。そういう部分を担当の方で整理をしている。そういう風になっております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 整理をしているだけでは空き家は減らないなとは思っているところではあるのですけれども、先程ちょっといつも話をさせて頂いていると。決算委員会などでもちょっとお話をさせて頂いている部分なのですけれども、評価調書の中でも空き家問題については、ちょっと触れられていることが多いのかなと思います。新たな空き家や空き地が発生している対応に追われている状況であります。この対策における大きな壁となっているのは、所有者が町内不在や継続放棄者などの増加など、1つの案件がある期間も長く対応も多様化していますとあります。空き家調査に関しては平成23年から行って、現在は解体60件、改装24件と中々評価もあるよということなのですけれども、ここです。もう更に、一歩進んだことを出来ないのかなという風に思いました。町の評価としては、こういうその評価調書に関しても評価をするものだという風に妥当であるとあるのですけれども、実はですね。都市計画のマスタープランの中で、資料としましてアンケート調査というのがあります。その中に商業地や工業地の環境に必要なことということで、空き店舗や空き地への対応について町民のアンケートの中では59.1%対応が必要なのではないかということと、住宅地の環境についても空き地、空き家への対応というものが52.6%ということで、空き店舗や空き地への対応が約60%の回答となっており、景

観や防犯面の悪化が懸念される中、新たな活用方法が求められているとあります。更に空き地対応についても、50%程度の回答と多くなっており、空き家の撤去、空き地の利活用に関する充実を求められているとあります。ここで、町民の皆さんと町が思う町の環境の空き家についてのこの差が随分あると思うのですけれども、やっぱりPRなどが足りないのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） PRが足りないという部分は否定というかね。具体的にどういう住民なり町民となる方々がね。具体的に空き家としてこういうところを利用したいのだからという相談があれば、対応できる状態になっていると。ただ、そのPRが足りないとかそういう部分もないわけではないのかもしれませんが、具体的に町民等々が具体的にこのぐらゐの家が欲しいとか、このぐらゐの。ただそれ以上踏み込むのは、町としていかなものかなという部分もないわけではない。先程、問題にしている個人の財産だとかそういうこともあるわけでありまして、宅地を含めて住宅そういうところもあるわけでありまして、それぞれ相談できる体制にはなっているという風に思っているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） ちょっと話を変えてみたいと思います。さっき、住まれる家、こういう家が欲しいのですというものに関して、ちょっと質問の要旨の中でも様々な理由で公営住宅に住めない方がいるのではないかとというものの中で、どうしても、その公営住宅の問題が出てくる。住めない問題として前に先輩議員も質問していた保証人が必要であったりとか、あと動物が公営住宅は飼えないと思うのですよね。そういうところで例えば空き家を活用したペットが住める町主体の住宅をつくると言ったら、ちょっとおかしな話になるのですけれども、難しいし課題も多いかなとは思いますが、そういうものを考えていくのも1つなのかなとも思うのです。空き家対策としてですね。まあ難しいのですけれども。新築をつくるよりも、改築して空き家を解消していく。上手にリノベーションを進めていけば家賃として徴収していけるという風に考えるのも1つなのかなという風に考えます。空き家の管理を整理して、住宅の管理者として提案して、例えばマンション経営の方だったりとかに、そういうものを提案していくのも町としてあってもいいのかなと思うのですけれどもいかがですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 相手のある事ですからね。そういうことを希望される方がいれば、それはそれで1つの提案として受けたいと思いますけれども、色々な状況があるのかな。

逆に希望されない方々が多いのかな。そう思っております。そして、住宅を希望される方々も具体的にこうしたいのだと。こうありたいのだと。こう入居したい。そういう相談が果たしてあるのか、ないのか。その辺のところをもう少し聞かせてほしいなと思っっているわけでありませけれども、場合によっては提案のある方法も一つの方法かなと思っませけれども、限界があるということをおし上げておきたいという風に思っませ。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） ちょっと先程、始めの方に町長が答弁されていたものの中で、その情報提供が少ないというものもありました。その住宅が欲しい人自身も、探すのに時間がかかるのです。それを例えば町として上手にその情報を欲しいですというようなものを町民の皆様にPRするのは大事かなと思っのですね。ちょっと提案型になってしまっ申し訳ないのですけれど、例えば固定資産税の納税通知の際に、空き家対策についてのその1枚チラシを入れてみるとか、その空き家バンクではないのですけれども、町として登録をする、空き家として登録してみませんかなどの実際のパフレット、チラシを入れてみるのも1つの考えではないかなと思っています。それでですね。他の地域のものなのですけれども、ちょっと見つけまして、空き家の適性な管理は所有者の責務ですというようなチラシをちょっと見つけました。実際に美深としては、美深町快適な住まいづくりの住宅改築のための予算をつけて助成をつけて、実際に令和5年の3月まで住宅の改築については助成をしますというものがあります。そういうものと合わせて空き家を上手に利活用しながらその改築して自分の快適な住まいを自分のものにしませんかというようなPR、さらには地方にいかれている皆さんにおいても空き家になっているものがあるのであれば、町の方に教えて、こういう空き家があるので住む人を探すのをお手伝いします、のような啓発するチラシを作られてみてはどうかと思っますが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つの提案として受けたいという風には思っませけれども、ただ町として、分からなかったのは、町としてその空き家を整備して、予算をかけて整備してそして住民にこういうことだという説明をするのか、それとも個人が、所有者がね。住宅を改修して私どもに整理してくれるのか。その辺がちょっと分からなかった。町がやれというのか、その辺のことはちょっと分からなかったのですけれども。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 説明が悪くてすみませでした。現在ですね。美深町のその空き家の紹介として出している物件の売買や契約は、当事者でと言うことは変わりなくいいと思っのです。それは先程おし上げました通り、快適な住まいづくりのための助成金と

交付金があるからだと思っているのです。そこで、ちょっとまたこれも思うところなのですが、その空き家に対して改築するようなものを進めていくのであれば、こちらが令和5年3月までとあるのですが、更なる延長も考えるべきだと思いますがいかがですか。快適な住まいづくりの助成金として。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 空き家対策として、住宅によっては何と云うのですか。勿体ないと言う一般論として分かるわけでありまして。ただ延長をね。かと言って延長を直ちに今ここでやるというようなことを申し上げるのはいかなものかなと思っております。出来ることならね。所有者がいて、住宅を使う人がいて、そして対策をとって行く。そうでなければならぬような気がするわけでありましてけれども、町の制度として今やっているわけでありましてからね。その気持ちは分かるわけでありましてけれどもね。今ここでやりますとか、延長しますとかいう段階ではないのかなとそう思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） すみません。そうですね。空き家の問題ですので、その先程の快適な住まいづくりのものは別問題にはなるのですけれども、ちょっとこちらも提案でした。あと、もう1つですね。ちょっと移住だったり、そのものについてお聞かせいただきたいのですが、以前ですね、移住者に向けてお話が何というのだろう。一般質問があった時に、多様なニーズに如何に対応するか考え方を少し切り替えた検討が必要だといったお話もちょっと見たことがありまして、そこで実は令和3年4月にですね。所管調査として産業教育所管調査で企業立地促進条例の活用状況と空き店舗、空き家の活用による将来的な企業誘致に繋がるサテライトオフィスの可能性について調査というもの行っております。その時にですね。調査のまとめとして、その空き店舗や空き家の活用による将来的な企業誘致に繋がるサテライトオフィスの可能性については、現状把握として空き家、空き店舗の状況把握調査を実施し、登録へ繋がる施策を実現すべきであるという風に調査のまとめでしてありました。そのことについてですね。何か町としての研究というのはなされているのですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それらの問題についてね、かなり具体的な話でなければ、中々検討だとかそういうことにはなっていないのかな。この難しい話があります。というのは、企業誘致だとかそういう形でも結構2、3件でありますけれども、対応している部分もあるわけでありましてね。その具体的な話、利用される方と新しく入られる方と、店舗だとか空き家だとか、そういう部分も含めてでありますけれども、利用者がいて初めて具体的

な話になってくるのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 中々難しい空き家問題だとは思うのですが、だからこそですね。何となく、美深町の独自のことで考えたその自治体に合う方法で出来る限りその空き家を減らしていけるような対策をとっていければ良いのかなと思っています。ちょっと重複してしまうのですが、例えば納税通知にですね。やっぱりチラシを1つ入れて、その今美深ではこういう補助も行っているの、例えば空き家は登録、解体を勧めますとか、例えばこれを町の方に登録をしてくれたら、例えばどなたかに町の今ホームページにも載せているように、他の人にも見られる、例えば美深町にいない方でも見られるような住宅の公表というのが出来てくるのではないのかなと少し思うのです。例えば、今空き家になっているものではなくても、今後その固定資産として払っているけれど、今後もしかしたら美深から離れてしまう方のためにも、先に手を打っておく必要が出てくると思うのですね。どうですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つの提案として受けたいという風には思いますけれども、現実的に町外の方だとかね。そういうことになると、インターネットとかそういう方法もないわけでもないのかなと思ったりもするけれどもね。かなり難しいなと思っております。というのは、不特定多数の方々に、町内なら町内に空き家登録してもらおうとか、そういう方法はあるのかもしれませんが、先程言いましたように相手のあることですからね。それもただ勿体ない住宅だとか、将来住まなくなる住宅等が想定できるのかもしれませんが、中々難しいなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 是非、一歩進んだものとして空き家のことを考えてもらいたいと思います。それと例えばですね。例えば町で考える空き家の対策と、町に住んでいる方々の考え方の差が先程あるというように申し上げさせて頂きましたが、一度ですね。その町民を巻き込んだその空き家住宅についての考え方をちょっと聞いてみて、町としてどうしていくべきかということを町の人に聞いてみるのも考え方としてありなのかなとちょっと思ったりもしました。実際に人を集めなきゃいけないので難しいことではあるのかなと思うのですが、地域の連携の活動として町歩きによって町民の方々が空き家の景観を調査したり、それについてどう扱っていくべきかということを町だけではなく、町民も含めてそういうことを考えてみる時間をつくって見て、町が今後住みやすい町になるためにどういう風にあるべきかということを考えていくことも1つ良い提案、良い提案と自分で

言うのもおかしいのですけれども、なのかなと思うのですけれどもいかがですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つの提案としてね。先程から言っているのですけれども、1つの提案としては受けたいと思っておるのですけれども、中々難しいなというのは相手のあることですしね。希望者も果たしておるのかどうか。そういうことも含めて考えてみなきゃならん。ただ勿体ない住宅、空き家になっている宅地がある、そして環境と言いますか、景観と言いますか、そういうものも段々悪くなっていく。こういうことも承知しておるつもりではいるのですけれども、そういうことも含めて1つの提案でありますから受けたいと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 上手に町として、どれだけ人がいるかどうか分からないですけどというのは、本当にそうだと思うのですけれども、そこを何とか諦めずに町として集約できる何かを作っていただけたらいいなと考えます。第6次総計の掲げた、町の将来像として未来へ続く笑顔溢れるまち美深であるために、やっぱり空き家対策については、積極的に向き合っていく必要があると私は思っています。最後に町長のお考えを伺いたと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あくまでも空き家だとか空き地だとか個人の財産でありますから、非常に難しい問題が、そこには絡んでいるんだ含んでいるんだということもご承知おきを頂きたいと思えます。

○2番（田中真奈美君） 以上です。

○議長（南 和博君） はい。2番 田中議員の質問は以上で終わります。

○議長（南 和博君） 次、1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 住み良い町とは何でしょうか。これから一般質問に入ります。項目 行政。件名 地域担当員による自治会のサポートについて。質問の要旨 自治会活動において、住民の高齢化による役員の後継者不足は各自治会の共通課題であります。小規模自治体では、住民の減少により活動が難しくなっているところもあります。現在、美深町の取り組みの1つに地域担当員制度があります。地域担当員制度について以下の点について町長に伺います。1、地域担当員制度における地域担当員の役割と近年の活動内容について伺います。2、地域担当員の人材育成の観点から、後継者として若い職員を副担当の1人に充てるのはいかがか。3、地域担当員が、各自治会の自治力を高めることを目的として、自治会の事業に積極的な共同を図り活性化させてはいかがか。4、住み良い地域

づくりのため、地域担当員を通じたよりタイムリーな情報提供や各自治会が抱える問題に対する助言をより積極的に行ってはいかがか。町長の所見をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員の方から地域担当員による自治会のサポートについて、4つのご質問を頂いたかなと思っているわけですが、まず地域担当員制度における地域担当員の役割と近年の活動状況についてでありますけれども、地域担当員の役割、活動についてですけれども、地域担当員は担当する自治会におかれている現状と課題を把握し、それぞれを町政に反映するという目的を持っているものでございます。役割としては各自治会の行政情報の提供、2つとしては主要事項の広聴と要請。地域が行う活動の相談だとか助言。担当地域内の現状把握や災害時の現状把握。担当自治会と行政との連絡調整、こういうことが大きな役割かなと思っております。近年の活動内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響により自治会活動が縮小している。こういうことが言われているわけでありまして。自治会行事等への参加は少ない状況でもあるわけでありまして、例年各自治会の総会に出席をして自治会活動や生活の役に立つ主要な事業などの行政情報をお知らせしているところでもあるのかなと思っております。また自治会によっては、自治会イベントや行事に参加して交流を深めたり、役員で参加する中で地域活動を地域課題の相談にも乗っているということは言えるのかなと思っております。地域担当員の人材育成の観点から後継者として、若い職員を副担当の1人に充ててはいかがという提案も頂いたところでございます。現在、課長職が地域管轄として複数の自治会を管轄し主幹職が主な担当として2人ずつ配置をしているわけでありまして。担当のうち、1人は係長・主査職を後継的な考え方で配置しているわけでありまして。ご理解を頂きたいと思っております。次に、地域担当員が各自治会の自治力を高めることを目的として、自治会の事業に積極的な協働を図り、活性化させてはいかがという質問でありますけれども、この制度は自治会の様々な事業や参加させるために、配置したものではないということをご理解頂きたい。自治会活動は地域住民の主体的な活動であります。行政側である地域担当員が地域の自治力向上のために、住民が活動しやすいようにサポートしていくことがポイントだという風に考えているわけでありまして。またそれぞれの地域に様々な状況があることから、これからも地域担当員が地域と協議を進める中で、地域に見合った形の活動を推進したいと考えております。最後になりますけれども、住み良い地域づくりのために地域担当員を通じたタイムリーな情報提供だとか、各自治会が抱える問題に対する助言を積極的に行ってはいかがという部分でありますけれども、住み良い地域づくりのためには、よりタイムリーな情報提供や各自治会が抱える問題に対する助言をより積極的に行ってはい

かがというご質問でありますけれども、これまでもどちらかという自治会総会をはじめ、まちづくり懇談会などへの地域担当員が参加し、まちづくりの意見や助言などを汲み取って頂くほか、必要に応じ住民と職員とが地域の課題やその解決を検討する場を設けるなどの取り組みを行って参っております。地域住民と職員とがまちづくりへの共通認識を持つことがまちづくりに不可欠であることから、職員には進んで住民の中に入って行くことが期待しております。職員も通常業務の状況によっては、タイムリーな情報提供が出来ない場合もあるわけでありまして、必要な時に自治会の皆さんからも気軽に声をかけていただきたいと思っております。以上4点に亘っての答弁と致しますけれども、これらのご質問、根幹に係る自治会の役員などは、どちらかと言うと人材不足、そう言われることも聞きおよんでいるところでもあるわけがございます。ただ美深町の自治会制度というのは、早くから制度化されております。今でも自治会、他の町村では、行政区だとかそういうことでやっている自治体もあるわけでありまして、そういうこともご承知おき願えれば有難いなと思っております。以上申し上げて答弁にさせていただきます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） まず初めに、何故地域担当員制度を今回取り上げることになったのかの理由を申し上げます。単独自治会の活動が難しくなっているからです。私が議員になる前、自治会対抗町民大運動会が盛んに行われていました。近年、参加している自治会の数が減少しています。合同自治会等での参加によるものです。近年の2018年の大会では、14地区の参加でした。今後、人口減少が更に進むと単独自治会での参加が難しい小規模自治会が増えることを心配しています。このようなことを、町長はどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） うちには町内に6つ、更に農村部に7つですか。8つですか。全部で17の自治会があるという風になっているわけでありまして、その中で今言われましたように年々運動会等にも参加できない自治会も出てきている中、合同出てきているチームも地区も自治会もあるという風に聞いているわけでありまして。また、そして目にしているわけでありまして。ただ、この頃の活動として少し自治会活動そのものがコロナ禍の中で委縮しているというか、委縮させられている。自粛している。こういう傾向があるのも事実です。そろそろ自治会、更には色々な活動もそうでありまして、経済活動含めてでありますけれども、自粛するのも終わらせていかなければならんなと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） もう1つの心配は、自治会の活動員の不足です。何故かといいますと1人で何役もやらなければならないという状態をそういう話を聞いております。このことは自治力の低下に繋がります。2つの自治会を合同し、新しい1つの自治会としての考え方はありますか。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に言えば、町内は中々何百とありますからね。自治会は、ただ農村部と言いますか、集落の部分ではね。自治会機能がかなり難しくなっている。そういう自治会の中にある班活動等もそうでありますけれどもね。非常に難しくなっている。ただ私の方からね、行政として合併を言っているのかもしれないけれどもね。質問としてあるのかもしれないけれどもね。そういうことを申し上げる段階ではないのかな。そういう今の気持ちであります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 町長のお考えはわかりました。私は、未来の自治会活動に不安を感じております。今後、美深町はどうなるのだろうかと真剣に心配していました。議員になり地域担当員制度という取り組みを目にしました。その時は、内容までは十分に理解していませんでした。今年になり、自治会の資料で令和3年度町からのお知らせ事項、こちらのものを頂きました。地域担当員制度の担当員の配置を細かく見させて頂きました。まず一言、なんて素晴らしい取り組みなんだろうと感動しました。役員である地域担当員の方々の人数と、配置されている役職に深くこの制度を重要視されていると伺えました。100人程度の町職員の半数以上の重要なポストの方々が配置されています。自治会への力の入れ方がわかりました。町長の自治会への思いを強く感じました。これだけの町長の思いを町民にも知って頂きたい、地域担当員制度を取り上げました。この素晴らしい制度を継続し充実させるためには、人材育成が重要となります。先程話したように取り組みの強さを感じるにはありますが、継続力には少し問題があると思います。若い人にも経験が必要であり、いずれ主担当になります。そういう役割を果たさなければなりません。取り組みの継続は後継者の育成にも考慮しなければならないと思いますが、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、質問されている名取議員の方から自治会制度については、頑張っているなというお褒めの言葉も頂いたなと思っておりますけれども、課題がないわけではない。こういう風なご指摘を頂いたところでございます。機会あるごとに職員側といたしますか、行政内部でも自治会制度を取り上げながら私も発言して、職員の皆さん方に

自治会に入っている職員、担当員等々にもお願いをしている向きもあるわけであります。ただ、自治会としてもその自治会員、担当員となっている方々の使いまわし、役員を含めてでありますけれども、使いまわし。そしてその制度ということを考えていかなければならない。ただ、先程申しましたように農村部だとか小さな自治会等々が介在している現状においては、非常に難しい問題も含んできているな。ただ自治会の中ではもう既に、例えば、ひまわり会だとかそういう部分等の方のいかがになってきているかこういう部分もあるわけで、そしてごみ拾い活動等も十分でない。そういうことも行政内部では色々検討しながら、また私としても職員側にそういう注文もつけております。そして機会があるごとに言っているわけでありまして、担当員を集めた自治会の在り方といいますか、担当員の在り方といいますか。そういう部分のお願いもしてきているような状況でありますので、ご理解をいただきたい。自治会問題は何か時代とともに人口が少なくなってきた、そして高齢化を迎えて役員なり手がいない、そういう難しい課題があるわけでありまして、何とか乗りきっていきたい。そのためには役場内部にいる自治会担当員制度だとかそういうものだけではなくて、自治会の役員そのものがやっぱりその使いまわしを含めて苦勞する。苦勞と言いますか1つの解決策を見出していく。そういう努力をやっぱりすべきかな。ただ、若い職員という部分もあるわけでありまして、若い職員でないかもしれません。若い職員と言えないのかもしれませんが、補佐的な職員、係長ぐらいの職員もつけておりますので、その辺のところをご理解いただきたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 地域担当員制度に関わる職員数は、58人です。その中で女性職員は6人です。女性職員の配置についても重要であります。女目線での意見を取り入れた考え方や、対応が必要なこともあると思いますが、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私も意識して考えたことは、考えたと言うか意識してかくれたことはないのですが、全体的に我が町の行政含めてそうでありまして、女性がそういうポストについているという、少ないなと思っております。逆に言えば若者と女性と、そういうのが少ないなと、こういう感じがしているわけでありまして。それだけにその辺の登用も考えていかなければならない。6人と言われましたけれども、行政内部による女性の数も少ないのだということも先ずもってご理解いただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今の町長の答弁で凄く分かります。今の事です、そのことを考慮してもらうことで、地域担当員の質、質というものが向上すると思いますので、そちらのことをよろしくお願い致します。次に、総務課企画グループより聞いた中で、住民参加のまちづくりを推進するため、各自治会に地域担当員を配置したと知りました。その役割として住民への行政情報の提供と地域の要望等について、自治会長と調整すると聞きました。自治会長が住民の要望を聞いて、困った時、行き詰った時にどう考えて、どう対処したらいいのかを相談できる人が地域担当員であり、自治会長と行政との繋ぎ役として地域担当員制度があると理解しましたが、消極的な協働だと私は思います。問題がなければ地域担当員の活動はありません。そこで地域担当員の積極的な協働につきましては、このように書かれていました。令和元年度美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価報告書の中で、平成30年度元気づくり交付金の活用がなかったことを受けて、地域計画の早期の策定を地域担当員と自治会役員と共同で行うよう期待すると町の方向性が示されました。このように積極的な町の方向性、あるいは行政が自治会の活性化に有効だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今言われたことそのものが心配なことでありますけれども、ただ自治会の担当員は、その自治会の出身者を必ずしも充てているわけではないのですね。ただ役員に多くは自治会の出身者が役員となってきたり、そういう部分もあるわけでありまして、だからそういう60何人と言われましたけれども、相当な数が自治会にかたっているのではないかと。というのは、うちの職員がかたっているのではないかと。ただ自治会の課題と言いますか、問題は活性化になっていない。そういう部分はあるかと思えます。そして悩みもあるのかなと。その中で自治会が抱える課題、そして担当員が抱える課題、そして自治会長が抱える課題等々の付き合い等が十分されるかどうか。この辺が自治会活動の要になってくるのかなと思っているわけでございます。従いまして、やっぱり地域の住む人もそうでありますけれども、やっぱり自治会なりそういうものを上手く使うとか、大事にするとか、という活動が大事になってくるのではないかな。うちの自治会担当員もそうでありますけれども、やっぱりその配置されている意味。元々は2人だったのですけれども、自治会担当員が、それを3人に増やしているということも含めて機会あるごとに、その辺の事も職員に指導しておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 話は変わりますが、5月30日、町長も参加されておりました交通安全指導員の総会において、名寄警察署長が、詐欺事件が非常に多いと話されておりました。

また、6月4日付の北海道新聞の記事には昨年同期の3.4倍の詐欺被害金額となっていると報じられております。犯罪防止、犯罪予防、これをしなければ安心な住み良い町とは言えません。特に高齢者が被害にあうケースが多いことは、町長もご存じかと思われます。投資詐欺、オレオレ詐欺などもあります。安心な住み良い地域づくりをするために自治会長と地域担当員が共同して知恵を出し合って犯罪防止に配慮して頂きたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つの提案型かなと思っております。聞いておりましたけれども、非常に大事なこと、安心安全な町としてという掲げておりますけれども、そう簡単なことではない。行動しないとやっぱり何と言うかつくっていけないと。安心なまちをつくっていけない。やっぱり色々な機会を通してつくりあげていくというものだろうという風に思っております。非常に手間暇のかかる話かもしれませんが、その辺は十分協議をして自治会の中で機会を捉えて対処していきたいと、このように思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今、警察の方でも巡回、啓発、1軒1軒回るなど、大変美深町でもやられております。警察はもちろんです、自治会からの情報提供と言うのですかね。そういう防犯をして頂きたいとは思いますが、不満というのは、我慢できます。でも不安は命と財産に関わる問題です。私は、健康寿命という命の問題と犯罪防止という不安を少しでも少なくすることで、住み良い町になると考えております。これが最後の質問になります。山口町長が町長になられて、平成、令和と時は流れました。美深町という船が大きな波を乗り越えるために、舵取りをされてきました。未来の美深町の船が、不安と言う波を乗り越えるには、この地域担当員制度が重要な役割を果たしてくれることを期待いたします。地域担当員が自治会からの要請と必要があった時、全力で自治会のサポートをして頂きたいと思っております。これが最後です。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 自治会のサポートという部分については、色々なサポートの仕方があるのかなと思っておりますけれども、全力で自治会へのサポートをしたいと思っております。そして安心なまち、これをつくりあげていくように努力して参りたいとこのように思っております。

○1番（名取明美君） よろしくお願ひ致します。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で名取議員の質問を終わります。

次、7番 小口議員。

○7番（小口英治君） それでは一般質問を始めたいと思います。項目 産業。件名 チョウザメ産業の現状と課題。質問の要旨を申し上げます。町民が期待を持っている1つにチョウザメ産業の将来性がある。施設等も充実し、関心が更に高まっているが、以下につき伺う。1つ目、令和2年度事務報告書によると採卵受精104,000粒、美深の関連施設に91,500粒だが、生育の状況はどうかを伺います。2つ目、食肉には3年程度が必要とされる中、販売は363尾にとどまっているが、道外業者の中では半身（500g）9,000円で販売しているところもある。稚魚の販売でも、当町の価格の300倍で販売している業者もいるが、観賞用での販売の考えも伺います。3つ目には、平成30年度予算委員会で多くの町民がチョウザメの味を試す機会が必要との指摘の中、チョウザメ事業の取り組みは第一に食べてもらうことが大事で、報道機関への情報紹介等で周知するとされました。給食、道の駅イベント等の実績はあるものの、まだまだ積極的な取り組みを期待するが考えを伺います。4つ目には、チョウザメ産業推進室の成果と戦略等の方策を伺うものであります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） チョウザメ産業の現状と課題と言うことで今、小口議員から質問を頂いたところであります。大きく分けて4点かなと思っておりますけれども、1つ目のご質問のありました、令和2年度には町内施設におよそ6,000尾を超える稚魚が生存しているわけでありまして。しかし、成長の悪い個体は随時間引きをしていく作業を行っておりますので、今後5,000尾程度になっていくものと想定しているところであります。また今春から2,200尾程度を屋外水槽で飼育を開始し、順調に成長している状況でもあるわけでありまして。今後、屋内飼育と屋外飼育の成長比較を実施していく予定となっておりますけれども、これらの推移を見ていかなければならないと思っておりますのでございます。主にチョウザメ産業という考え方があちこち、5カ所、4カ所ですか。5カ所ですか。チョウザメを分散して飼っている部分があるのですけれども、辺溪といいますか仁宇布の入り口のところで北電のところにチョウザメの施設を造っておりますので、それについて主に申し上げますけれども、食肉や稚魚に関する2つ目のでありますけれども、観賞用稚魚の販売につきましては、過去に検討した計画もありますけれども、高額で販売される稚魚は色や形が特徴的であったり、種類も豊富にあり重要になってくるものであります。合わせて稚魚販売には生きたまま移動することが必要となっており、袋に入れた酸素やエアストーンなどを入れる必要があるため、輸送が難しくクレームが多くなることが予想され販売することが難しいと、こういう1つの結論を迎えておるわけでありまして。今後においてもチョウザメ飼育で協力関係にある企業などへの販売は行いますけれども、観賞

用としての販売は考えていないような状況であります。3つ目になるわけでありましてけれども、チョウザメの味を試す機会が必要であり、積極的な取り組みに関する考え方についてのご質問を頂いたところであります。今年も道の駅のイベントでチョウザメ料理の販売を実施しましたがけれども、びふか温泉での料理の提供も継続している状況にあるわけでありまして。また、町内の一部の飲食店でもチョウザメ料理の提供を再開して頂いているところでもありますけれども、魚肉に付きましては、来年あたりから出荷が可能となる個体が増える見込みでもあるわけでありまして。最近では町内の飲食店のネットワークから話が広がっておりまして、町外の事業者の出荷が決まったことでもありますけれども、更には新聞社など様々なメディアからの取材を通じて町外にもPRされていることから、徐々に町外からの問い合わせ等も増えている状況であります。販売先の拡大が期待される状況にありますけれども、今後も多くの販売に結び付くためには町外へのPRを進めるとともに家庭での刺身や寿司のネタなどとして気軽に購入できるようにできないかなと検討しているような状況であります。その他加工品づくりについては、製品開発を担っていただけるような新たな事業者が現れてほしいと期待しているところでもあるわけでありまして。魚肉の出荷可能数量を見ながら検討していきたいと考えているわけでありまして。最後になりますけれども、チョウザメ産業推進室の成果と戦略等についてのご質問でありますけれども、チョウザメ産業推進室は新たな産業の確立に向けて対策と研究をするために設置しているところでもある。これまでチョウザメ祭りの開催や、町内の飲食店との連携によるチョウザメメニューの研究を実施してきているわけでありまして。更には、PR方法や販売戦略などについて様々な活動を実施するとともに、多くの意見を頂いてきているところでもあります。その意見は、今後の参考としながらも十分な出荷量を見込めなかったことで戦略の展開には至っていない状況でありますけれども、今後とも魚肉などキャビアの出荷量が増え、更に販路も拡大することが予想できることから新たな販売戦略を再検討し、展開したいと考えているところでもあります。以上4点の答弁と致しますけれども、辺溪の施設が完成して飼育環境の変化にも合わせて試験研究も実施しているわけでありまして。まず飼育課題の解決を優先している段階でありますけれども、販売促進策などについては、もう少し時間がかかるなと考えているわけでありまして。ご理解を頂きたいなと思っているわけでありましてけれども、先般、東川の方に島田歌穂さんがアイヌの歌ですか。メルコの歌といますか。そういう試写会の監督含めてプロデューサー含めて来たわけでありましてけれども、旦那さんの島田さんも含めて来たわけでありましてけれども、その辺に東川の松岡町長に私も呼ばれましたので、参加してきたのですけれども、そこへ魚肉だとかキャビアだとか持って行って宣伝してきところでもあるわけでありましてけれども、あとでキャビア等は島田歌

穂さんにも送りたいなと思っておりまして、1つの方法論としては非常に難しいことに挑戦されているのですねということも含めて、そしてお褒めの言葉も頂いて、そしてあそこの料理としては非常に美味しく、サメの魚肉、更にはキャビア等も食べさせて頂いて、関係者一同本当にお褒めの言葉を頂きました。ただ生き物としては非常に難しいのだということも申し上げてきたところでございますので、ご案内をこの機会でありますからご案内をしておきたいという風に思っております。以上であります。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） まずは今回の質問はですね。直近の北都新聞、名前言いますけれども、これに載っていた6月1日から3種のチョウザメから魚卵を採取したと。続けざまにチョウザメ事業に協力隊員が新しい方が採用されたと。これでいよいよ大分整ってきたなというのが実感でございますけれども、当初計画から採算ベースに乗るのは28,000尾が必要だということで、初期の段階から述べられておりました。28,000の内訳等も調べては来ていますけれども、目標年度が2029年。今22年ですから、あと7年ぐらいでは恐らくペイするのではないかというように思われておりますけれども、ペイする話を持ってくるとですね。想定した採算ベースでいきますか、私らに示された資料から2年ぐらい遅れているのは間違いございません。そこも含めての質問になろうかと思っておりますけれども、事務調査報告書によりますと、今現在は、これは2年のですけれども、3,971尾が恩根内のプールからチョウザメ研究施設含めて総数で3,971。ただしこの中には令和2年度稚魚7,000尾と元年度の300尾は含まれていないと注釈であります。それで2年ですからもう2年経っています。後1年ぐらいになると相当大きくなります。それで、ちょっと気になったものですから、これの生存率等はどのような状況なのでしょうねと聞いたところですね。稚魚に持ってくるまでは、採卵から稚魚まで育てるのは1割ぐらいの生存率だが、それを超えるとほとんど死亡は見られないというようなお話を聞いたのですよね。ですからそういう風な中にあると、この稚魚のもう1年経てば、1、2年経てば、もう食肉の基準のグラム数になると私は思っています。それで果たしてこのプール、増設はしていますけれども、将来目標はまだいっていませんけれども、足りるのかなと言うちょっと不安はありましたので、それで1番はじめに大丈夫なのか。生育の状況はどうかというのをまず項目に挙げたのですが、そこら辺の今施設の大きさですね。将来的にはまだ残っているみたいですが、現状の中で結構ですので、そこら辺の状況等を説明して頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 当初の計画より少し下回っているな。魚の数もそうでありますけ

れども、施設の整備そのものも下回っているなど、こう思っております。ただ投資そのものもそんなに大きく金をかけていけないなという観点に立っているわけであります。しかし地道に魚肉の開発だとか、稚魚の生産だとか、キャビアの生産だとか、そういうのも地道にやっているつもりでありますけれども、施設の拡大だとか当初計画の魚の数だとか、そういうものも中々当初計画通りにはいかない。ただ、今飼っている数で、施設が足りなくなるかという部分はないのかなと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 最後の方、聞き漏らして重複するかもしれないですけども、行ったり来たりになるかもしれないですけども、2つ目の食肉の話に持っていきたく思いますけれども、先程はその食肉含めて稚魚販売は、食肉ではなくて稚魚の販売は考えていないというお話だったのですけれども、稚魚の販売は考えていないと言いながらも家の昔の家業は全然魚の種類は違いますけれども、金魚だとか熱帯魚だとか海水魚だとか、酸素入ってやっぱり送ってくるのですよね。そして大体送料だとかいうのもわかります。そしてチョウザメ肉と検索するとですね。何とベステルのチョウザメですけども、7センチの稚魚ですよね。7センチで3,800円で売っているのですよね。そしてこれ事業報告書によるとお世話になっている某所の会社ですけども、1匹30円で売っているのですよね。ですから、これはやっぱりですね。少し考えて少しでも利益を生み出すためにはですね。そういう方面に目を向ける必要があるのではないかなと思います。それともう1点、食肉の方なのですけれども、食肉も本当にこれここに書いておりますけれども、これは先程の稚魚の販売と食肉の販売は新潟県糸魚川市町でやっているところですけども、何と本当にここに書いてある通り500グラムで9,000円ですよ。施設から美深の場合は、施設から温泉に卸すのはキロ1,000円ですよ。それを500グラムで9,000円で全国にネットで販売しているのですよ。ですから、これは宣伝の方法はいったいどうなっているのかと。自分も凄く期待していますよ。やっぱりそういう実績があるところを見ると、販売量は全然分らないですよ。その辺は全然調べてもないのですから。ただこれだけの可能性のある、私はもう七飯の水産の施設を抜いて日本一の施設だと思っております。恐らくそうだと思います。それにも関わらず1番日本で先を走っているトップの美深町が、このようなまだまだ積極的に果敢に私はやるべきだと思いますけれども、その考えも伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まだまだ頑張れというお話かなと思って聞いているわけでありま

すけれども、稚魚の部分だとか、魚肉の部分だとか高い取引をされるよと。それも相手のあることであって、中々それでいけるのかどうか。今、温泉で卸している金等が安いと言う話も温泉の方にしていかなければならない。それはその通りでありますけれども、しかし売り手と買い手の話でありますからね。その辺が上手くいくのかどうか。そういう心配がないわけではない。それと稚魚の話でありますけれども、稚魚の観賞用で出す出さないの話がありましたけれども、出来たら出していくのはやめることにしなければならんなどと思っています。というのは、非常に難しい。酸素を入れなければならんとか、ということが起きてくるな。こう思っているわけです。観賞用といいますか、学校用に、例えば役場で少し飼ってみたり、学校の方に少し貸してもらったりそういうことはしていますけれども、個人的に稚魚を出していくという考えは持っておりません。ただ、水産試験場だとかそういうところには、親魚と言われる部分、稚魚でないかもしれませんが、そういうところには出していきたい。相談に乗っていききたいという風に思っておりますけれども、積極的な稚魚の展開には出来ないなど思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 器の問題もありますけれども、雌雄の判別、雌雄の判別は、これは資料がちょっと見当たらないのですけれども、間違っていたら大変失礼ですが、7年ぐらい経つと雌雄の判別をして雄雌を分けて、雄は食肉にまわすと。雌はキャビア候補として育てていくというようになっていると思います。私はですね、先程も7,000匹の話もしましたし、今回、直近で先程新聞報道の話もしましたけれども、それはもう3日ぐらい前に辺溪の施設も私も見せてもらいに行きましたけれども、どんどん孵化して、にんべんに子と書いて何て読むのか分からなかったのですが、仔魚と読むそうなのですけれども、今どんどん孵化している状況です。そしたら単純に考えて、何回も言いますけれども、7,000匹いて、また今7,000匹をおそらくクリアするぐらいの稚魚が発生している。するのだろうと思います。何粒でやっているのか、ちょっと聞き逃しましたけれども。そしたらやっぱり1年の生存率は死亡するのが10%で90%は大体生き残るのだと。

あ、反対ですね。逆ですね。10%が生き残る。それにしても凄い数になるわけですよ。それだけの数を魚肉だけまだまださばかないと、プールがいっぱいになってしまうのではないかと。反対に。大丈夫なのだろうか。何処に飼うところがあるのだろうか、それ私不安になったのですよ。ですから、ありとあらゆる機会を取り込んで稚魚でも何でもいいですから、販売していかないといくのと情報発信にもなると思うのですよね。美深町はこれだけチョウザメの事業を色々手広くやっているのだと。だからやっぱりありとあらゆるところにアンテナを張ってそのようなことをやってほしいし、必ず雄は出るわけですから

ね。割合は半々かなと思ったら、ちょっとは雄の方が多みたいような話も伺いましたけれども、必ずそういうの発生するわけですから、なるべくその雌のチョウザメ候補を安心して育てる場所も必要ですし、そういうことを1番心配しているわけですが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 雌、雄の割合だとか、魚肉に卸せるのはいつ頃かという話もありましたけれども、魚肉として使っていくのは雄が中心になるかと思います。その中で、7年と言う話がありましたけれども、もっと若い雄で成長が4、5年で魚肉になるのかなと思っております。ただ雌の方は大体3割乃至4割、3割5分ぐらいかな。そのぐらいの数で雌が残るのではないかと思っておりますけど、稚魚の段階でかなり死ぬ場合があります。更には少し2年魚ぐらいになってからも、かなり死ぬやつもいるわけでありましてけれども、施設等で足りなくなっていくのではないのかという心配もあるわけでありましてけれども、当座はあまり施設の拡大をしないような方法で何とか乗り切っていかななくてはならないのかな。あまり金をかけるという、これからはかけていく考え方はない。しかし、一定の金は水のことだとか、そういう部分はかけなきゃならんと思っておりますけれども、更に鳥害対策だとか、野鳥対策、有害鳥獣の対策だとかそういうものをやらなきゃならんと思っておりますけれども、北電に言わすと、あそこの水をう回路をつくってですか。そういう計画もあるようでありますから、その辺のことも考えながら進めていかなければならん。そんなことを思っております。色々魚肉のこと、更にはキャビアの事、どうやって宣伝をして外に出していくか。これは大事なことでなかろうかと思っておりますので、先程ちらっと島田歌穂さんの話もしましたけれども、そういう方向、更には道内のホテルだとか、そういうところにも売り込んでいかなきゃならないなと思っておりますので、ご理解を頂きたいとこのように思っております。とりあえずこのくらいにして。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 食肉の部分なのですが、これは販売実績この報告書によると363匹、金額で言うと129万ぐらい。びふか温泉に卸していますけれども、これ魚肉として363匹しか獲れないのかなということもあるし、他の余っているやつがどうなっているのだろうかという不安もありますけれども、その状況等も説明頂きたいのですが昨日、びふか温泉のチョウザメ館ちょっと覗いてきたのですけれども、あれ4つか5つかちょっと記憶に定かじゃないですけども、大きい水槽が展示場の中にプールがありますよね。ちょっと左側歩いて。そしたら去年獲れたやつが30センチぐらいに成長している水槽がありました。そこには200匹が飼われているような状況でした。これ1つで200匹で、

もう2年ぐらいすると、これが食肉になった場合は、このプール1つぐらいしかまだ売れてないのかなという感覚があったのですよね。だけど、まだまだこんなもんじゃない量が生産されているのではないかなと私は思います。詳しい匹数はわかりませんが、そこでその食肉の販売もどんどんやらないと上手くないのではないかなと思って、私個人的に本当に提案になろうかと思えますけれども、話はちょっと飛びますけれども、これ28年の全員協議会ですけれども、黒字化は令和3年、チョウザメ事業計画では黒字化は令和5年と答えとして、これは冒頭言いましたけれども、当初の28年、これは2016年になりますけれども、この中の内で課題としては育成技術の能力を持つ人材の育成確保に至っていない。育成期間の長期化（食用8年による施設不足）、3つ目には商品として常に提供できる実態には至っていない為、チョウザメのまち美深として確立されていない。4つ目には将来に向け、町外への食材提供が販路の拡大の戦略がないと。後、29年ちょっと言えますけれども、予算委員会でもチョウザメ振興室が設置された位置づけと将来の構想はとお聞きしたところ、職員間の共通認識を持つ位置づけで課を設置する考えはない。チョウザメ振興のための人材確保をいかに図るのかという質問に対して専門性を備えた地域おこし協力隊の確保を図っていきたいです。町民への理解を深める手法と令和2年度黒字化の根拠戦略はというところでは、量産体制の確立の上、キャビア採卵品種の養殖に取り組み、高級ホテルとの連携を図る。もう少し聞いてください。平成30年の予算委員会では町民のチョウザメに対する見解と様々があり、町民がチョウザメの味を試す機会が必要で、報道機関の注目度も町民にアピールすべき。答えとしてチョウザメ事業の取り組みは、第1に食べてもらうことが大事で、報道機関の情報紹介等も周知していきたい。令和2年度予算委員会では、募集する協力隊が担当する内容は何ですかとお聞きしたところ、チョウザメ飼育での採用知識も必要な業務なので、北大と提携し、長期的な人材も視野に入れた募集にしたいというような諸々述べられていますけれども、この中からやっぱり見ると取り組みですね。町外への向けた食材の提供だとか販路の拡大というのが大きな課題になっています。これに対して再三私も今質問の中で述べておりますけれども、明確なですね。販売戦略を打つために4つ目のチョウザメ産業推進室を設置したと思われるのですが、これは産業連携部門と普及振興部門というのが2つあるみたいですが、片方の部門の方はですね、会議何回したかわかりませんが、ほとんど設置はしてあるけれども、会議は持たれていないような状況だと私は思いますけれども、いやそんなことはないと言うのでしたら答弁頂きたいですけれども。やっぱりこれだけ大々的にやっているのですから、もう少しこのようなことが決まりましたですか、このような方針でいきますとか、その普及振興部門でもいいですし、産業連携部門でもいいですから、それを

町民にですね。連絡する術を何とかしてほしいなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭に言えば良かったのですけれども、冒頭日本一の施設だとか、そういうお褒めを頂いた部分もあるのですけれども、まあ日本一まではいかないのかな。それでも、まあまあ道内最右翼ではないかなと思います。やっぱり日本一というのは、キャビアをどんどん生産している段階に来ている宮崎県小林市だとか、ああいうところが日本一の施設なり生産地と言えるのかなと思っているわけでありまして。ただ、私の方も施設としては若干当初計画とは違っておりますけれども、それなりに整備させて頂いているなと思っているわけでございます。更に、人材の確保だとかそういう部分については、協力隊だとかそういう者も入ってきておりますので、将来に期待をしながらね。育てていきたいなと思っているわけでありまして。言われましたチョウザメの魚肉だとか更にはキャビアの販路の拡大等については、言われる通り努力していきたいと思っているわけでございます。中々生き物でありますから、時間はかかっている。そして計画通り中々いかないのだという部分もないわけではございませんけれども、まあまあそれにしても順調という言葉が良いかどうかわかりませんが、まあまあチョウザメ事業として進んできているということでございます。推進室の効用だとか、効果だとかそういうものを問われると少し弱いところもありますので、その辺の活用を考えていかないとならんと。更には、その町の中でね、魚肉を食べたことない、チョウザメを食べたことないという部分がまだまだありますので、議員さんの中でもそういう傾向があるようですからね。ここまで行っているよという形で、議員さんの中でも魚肉だとかそういうものの、ここまで行っているよということで食べてもらうことも考えていかなきゃならん。こういう段階に来ているのではないかなと思っているわけでございます。以上でございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私は更にですね。町長が自信を持って、美深町の施設は東洋一でチョウザメの養殖の数も日本で、料理だって負けてない日本一だと。それぐらいやっぱり宣伝してほしいです。それだけの私は見えて来て施設だだと思いますよ。実際見てみると。やっぱり会議等で、先程も予算委員会のところでも言いましたし、色々な場面でそういう声があるのですけれども、やっぱり町民が今、町長が言った通り、町民もやっぱり食べたことがないという人も結構私いると思うのですよ。それで時期は別に問わないですけれども、折角立派な施設もある程度完成したわけですから、区切りのいいところで、切り身の無料配布ですとか、まあ有料でも良いですけれども、料理だってですね。小林市のこと言

いましたけれども、美深だって何も私はチョウザメ料理に対しては、よその実際は食べた場所は道外でも何カ所しかないですけれども、決して引けを取るような料理じゃないと私は思っていますよ。町長がそんなこと言われたら、私ものがっかりしますけれども。ですからまだまだ自信を持ってやっていただきたいと思います。そして今、これは振興公社の令和4年2月の経営計画の中にですね。チョウザメ部門の計画実現のための取り組みとなっていて、そこでチョウザメ部門のところを見るとチョウザメ館の利活用による集客、資料製本販売、金額は150円、説明員は1時間2,500円という風にやって、少しでも温泉経営に寄与したい計画になっていますけれども、私は敢えてですね。やっぱりチョウザメ館よりもですね。あの施設に連れて行って、やっぱり極秘の情報もありますから、それは、これからは情報戦ですから大事に喋って良いことと喋って上手くない、技術を盗まれるということもありますから、そこら辺は大事なことだと思いますけれども、あそこに連れてって、連れていくところもびふか温泉のチョウザメ御膳を食べた方は特別に連れて行くですとか、それこそ差別化をつけて、私はやるべきだと思いますし、もうそろそろですね。燻製だとか何だかだとかの商品が出ていますから、そろそろ美深町長推薦のチョウザメ、写真入りかどうかは分かりませんが、私、そういう地域ブランドも本当に大事だと思います。これからこれだけ規模が大きくなっていくのですから。その考えもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議員さんの質問中でありまして、議員さんも中々上手で上げたり下げたりするものですから、私も戸惑っている部分もないわけではないのですけれども、今日は少し褒められたのかな。この間までは大分、叱られたのかな。そんな感じはしておりますけれども、一生懸命チョウザメ部門についてやりたいと思います。そして町民にも還元する方法を考えていって、議員さんにももちろんでありますけれども、町民にも考えていかなければならん。そのためには推進室等々をどうやって活性化させるという部分も考えていかなければならん。このように思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 凄く期待していますので、凄く大きい期待感がありますので。後ですね。1回目の何の会議か分かりませんが、美深町のサケマス産卵場の関係でその方も委員に立ち上げの時か、ちょっと私記憶していないのですけれども、これも事業報告書には載っていたのですけれども。折角、産卵場があるのですからそこら辺の連携とか、そういうようなものどうなんだろうという話もちょっとあまりないみたいなのです。

けれども、それと合わせてその生餌が大変安価なやつも手に入るようになって、成長にもすごく良いというような報告を得たのですが、孵化場でも秋の鮭の産卵後には、魚肉も出るわけですよね。あのようなチョウザメの餌に向かないかとか、やっぱりコンタクトをとって。畑は違うから専門家になるのかどうか分かりませんが、一応水産の方のプロフェッショナルですから、そこら辺の意思疎通もあまりしていないというような話を聞くと折角、美深にあるのにですね。何で意思交流というか情報交換が出来ないのかなとふと思ったものですから、そこら辺も是非考慮に入れて頂きたいと思いますので、その1点だけお聞きして、まだまだ頑張るぞぐらいの掛け声で終わらせたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まだまだ頑張っていきたいと。これは正直言っていきたいという風に思っております。ただ、道立水産孵化場がここにもあるのですけれども、サケマスの孵化場があるのですけれども、道総研といいますか、紋別にある道の水産孵化場系統の研究員といいますか、それも紋別の方から派遣になっておりますので、そういうところとコンタクトを取りながら、地元としてはそんなに積極的に関わり、うちの方はモーションかけるのだけれども、向こうの方はあまり乗ってこないと言うか、専門外と言えば専門外ですけれども、そんな余計なことはしたくないということはあるようで。ただ道総研もそうでありますし、函館にある北大の場長といいますか、前に足立先生が随分やっていたので、足立先生も定年近くなってきて、定年でありますから、こっちもうちとしても関わっているのですけれども、まだ関わっているのですけれども、助教授が専門になってきております。そのほか、函館の水産の責任者と言いますか、学部担当町へ足立先生と来ていた高木先生というコラーゲンの先生がいるのですけれども、この先生が向こうの函館の責任者になっておりますので、この間うちの辺溪にある私見を小野主幹を函館まで出して、色々相談させて指導を仰いだところでありますので、ご理解を頂きたい。その際に、足立先生だとか、鈴木先生だとか、助教授だとか、学生さんとか会ってきたということでもありますので、ご理解を頂いておきたい。一生懸命やりたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） その言葉を聞いてやめないと駄目なのですけれども、もう1点だけ。今、町から2名辺溪の試験場に派遣していると思いますけれども、そして冒頭に言った5月30日から6月何日にかけての採卵で北大生と教授も来て採卵したのですが、人材育成の観点からお聞きしますけれども、そういう方がちょっと良い方はちょっと難しい言い方になるかと思うのですけれども、自前でそのような技術が出来ないのかなと。人材育

成も課題だということですからね。そういう自前で出来る見通しとかそういうのが、もしくは考えがあるのでしたら、それを聞いて最後にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 人材の育成ということで非常に難しい話でありましてね。これは人事に絡まる話でもありますので、この場では差し控えていきたいなと思っております。ただ非常に難しいのだということだけはお知り置き頂ければ有難いなと思っております。

○7番（小口英治君） 終わります。

○議長（南 和博君） 以上で7番 小口議員の質問を終わります。これにて全て一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後3時15分と致します。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時15分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第7 議案第23号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第23号 美深町税条例等の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第23号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、1つとしては、DV等被害者保護のための措置の他、2つ目として個人町民税では、住宅ローン控除の適用期限の延長措置、3つ目として固定資産税では、省エネ改修工事を行った住宅にかかる特例の拡充措置などの規定を整備するものであります。よろしくご審議頂き、原案ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書説明させていただきます。議案書1ページでございます。議案第23号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。3枚めくって頂きまして資料をつけていますので、一部改正の概要を載せてございます。2条にわたる改正となっておりまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の公布による改正でございまして、第1条が本則の改正でござい

まして、第2条が令和3年の条例第4号改正条例の一部改正でございまして、これは扶養親族申告書の改正がございまして、これに伴う条文の整備となっております。主題は、第1条の本則の改正になります。その下、改正の要旨3点程記載してございますが、只今町長から説明あった通り、総則としてはDV等被害者保護のための措置ということになっております。表の相続の部分ですね。これは、民法等の一部を改正する法律。これがございまして、この中で不動産登記法が改正されてございます。そしてこの改正によりまして、DV等の被害者である旨の申し出があった場合については、住所に変わる事項を記載するというようになってございます。これに伴いまして、地方税法の改正も行われまして、納税証明書において、住所に変わる事項の記載、これに関する規定が追加をされたということでございます。なお、次のページ固定資産税の50条の2、50条の3、この改正も同様の改正でございまして、固定資産税の台帳の閲覧。それと記載事項の証明書等の交付、これにおいても同様の規定を追加をするという改正となっております。これらの改正につきましては、令和6年4月1日からの適用となります。改正の要旨、2番目ですね。個人町民税に関する改正でございまして、1つが住宅ローン控除の適用期限の延長措置ということでございまして、特定配当所得、特定株式等譲渡所得、いわゆる金融所得に関する改正でございまして、これは所得税と個人町民税、この課税方式を一致をさせるという改正でございまして、表でいきますと、第14条から次のページの附則第20条の3までの改正が、これからの金融所得の課税に対する改正でございまして、特定配当所得、これにつきましては3通りの課税方式がございまして、更に、特定株式等譲渡所得には2通りの課税所得がございまして、これらの選択によっては所得税と個人町民税の課税方式を別にするケースが見られたということでございます。今回の改正につきましては、この金融所得課税これは、なんで所得税と個人町民税が一体として設計をされているというそういった経過がございまして、これを踏まえて個人町民税における課税方式につきましては、所得税での適用を受けた課税方式とするということで、ここの表に具体的に書いてございますけれども、そういった内容となっております。この改正につきましては、令和6年1月1日からの適用となるものです。次、表のですね。附則第7条の3の2、これが住宅ローン控除の適用期限の延長でございまして、これは4年間ですね。4年適用期限を延長するという改正となっております。これに伴いまして、その下の改正、附則第25条につきましては、これは住宅ローン控除の適用期限が延長されましたので、新型コロナウイルス感染症等による特別控除の規定、これがなくなつたという、これを削除するという改正でございまして、この改正につきましては、令和5年1月1日の適用となります。次に、固定資産税にかかる改正でございまして、50条の2、50条の3は先程の通りでございまして、

その下、附則第10条の2これは下水道の除害施設の設置義務が生じるものへの課税標準の特例、これを対象を限定して特例割合を改正するという内容でございます。その次、附則第10条の3の改正。これが省エネ改修工事を行った住宅にかかる特例の拡充等に伴う改正ということございまして、太陽光の発電装置、あるいは高効率空調機などが追加をされてございます。それと最後の欄、附則第12条の第1項の改正でございますが、3年度から5年度までの住宅等に課する固定資産税の特例、これを定めた条項でありますけれども、これは4年度に限って商業地にかかる課税の上限、上昇幅ですね。課税の上昇幅、これを2.5%とする改正となっておりまして、現行は5%という規定になってございます。これは景気回復に万全を期するための激減緩和の観点からこういった措置を設けるのだという旨の改正となります。これらの改正につきましては、令和4年4月1日の適用となるものでございます。以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第23号の説明を終了します。皆さんに申し上げます。議場が暑いので、暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしく申し上げます。

◎日程第8 議案第24号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額を基礎課税2万円、後期高齢者支援金で1万円を引き上げるよう改正を行うものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げます。以上、提案説明をさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の9ページでございます。議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして、10ページに資料をつけてございます。只今、町長から提案説明あった通り、課税限度額の改正ございまして、基礎課税額が現行63万円をこれ2万円引き上げまして65万円。後期高齢者支援金分を現行19万円を1万円引き上げまして20万円と改正するものでございます。課税適用につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上、議案第24号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第28号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第28号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 美深町物産展示館双子座館の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。現在、美深町物産展示館双子座館の指定管理につきましては、令和元年度から令和5年度までの5カ年間を株式会社アウルに指定しておりますが、株式会社アウルは本年7月2日をもって株式会社美深振興公社に吸収合併されることになっております。この合併により株式会社アウルの一切の権利・義務これがそのまま株式会社美深振興公社に移転することになりますので、双子座館の指定管理についても株式会社美深振興公社を指定しようとするものでございます。指定の期間につきましては、今回の合併により双子座館を含めた美深アイランド一帯の管理を株式会社美深振興公社が担うことになりますので、現在の美深アイランドの指定期間に合わせて令和5年3月31日までとするものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書17ページご覧いただきたいと思います。議案第28号 美深町物産展示館双子座館指定管理者の指定について。美深町物産展示館双子座館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。1、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、美深町物産展示館双子座館。所在地、美深町字大手307番地の1。指定管理者となる団体、所在地、美深町字紋穂内139番地。名称、株式会社美深振興公社。代表者名、代表取締役 山崎晴一。3、指定の期間。令和4年7月2日から令和5年3月31日までということでございます。先程、町長から説明があった通り、株式会社美深振興公社と株式会社アウルが合併しまして、7月2日にスタート致します。アウルの業務につきましては、振興公社が引き継ぐということで、指定管理者を変更して議会の議決を求めるものでございまして、指定期間につきましては、令和5年3月31日までということであるが、アウルが指定期間の期間受けているのが、令和6年の3月までということであるが、これは30年の4定で議決受けまして、31年の4月から令和6年の3月までの5年間ということであるが5年間の指定管理を受けておりましたが、今回は6年ではなくて令和5年3月31日までということである。あそこ一体、森林公園びふかアイランドの現指定管理を受けております美深振興

公社の指定管理の期間が令和5年3月までという風になっておりますので、この期間と同じくさせるということで、その指定の期間を令和5年3月31日までにするという内容となっております。以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第28号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第25号 北海道市町村総合事務組合同約の変更について
議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第25号 北海道市町村総合事務組合同約の変更について。及び議案第27号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを一括議案とします。議案第25号乃至議案第27号について一括して提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第25号それから議案第27号で提出しております3件の事務組合等の規約変更につきまして、一括して提案説明を申し上げます。議案第25号の北海道市町村総合事務組合、議案第26号の北海道市町村職員退職手当組合、議案第27号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合はいずれも事務を共同処理するため、北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同設置している組合であります。この3つ、事務組合にそれぞれ上川中部福祉事務所組合が加入することに伴って規約の変更が必要になったものでありまして、各事務組合等の規約変更について関係団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案第25号から27号まで一括議案の説明をさせていただきます。内容が同じでございますので、それぞれの改正の部分を新旧対照表それぞれ付けておりますので、その部分を説明させていただきます。まず議案第11号のですね。変更にかかる議会の議決を求めるという部分で、市町村事務組合の部分だけ朗読させていただきます。北海道市町村総合事務組合同約の変更について。北海道市町村総合事務組合同約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるということで、1枚めくって頂まして、北海道市町村総合事務組合の規約のこれらの別表の1と2を改正するものでございまして、上川総合振興局のところのですね。上川中部福祉事

務組合これを加えまして、30を31に別表1を改める。別表2には、第2には上川中部福祉事務組合を加えるという改正となっております。この施行期日でございますけれども、北海道知事の許可の日からということとなっております。以下のそれぞれ26号、27号一緒でございますので、別表の表のみ説明させていただきます。まず14ページお聞き頂きます、北海道市町村職員退職手当組合格約でございます。これも別表の改正となっております。上川管内の表の中に、上川中部福祉事務組合を加えるという改正となっております。この施行期日につきましては、総務大臣の許可の日ということとなっております。次、議案第27号でございます。16ページお聞き頂きたいと思います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の改正でございます。これも別表第1の改正でございます。表の中に上川中部福祉事務組合これを一部加えるという改正でございます。この施行期日につきましても、総務大臣の許可の日からとするものでございます。以上、議案第25号から27号までの説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、はじめに議案第25号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について質疑を行います。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第25号について採決します。議案第25号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第25号は可決されました。次に、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論終了します。これから議案第26号について採決します。議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第26号は可決されました。次に、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討

論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第27号について採決します。議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第27号は可決されました。

◎日程第11 議案第29号乃至議案第31号の提案説明

○議長(南 和博君) 次、日程第11 議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算(第2号)乃至議案第31号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 議案第29号から議案第31号で提出しております一般会計及び2特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染症は新規感染者数が減少傾向にあるものの、コロナ禍において原油が高値で推移し、食料、飼料、電気、ガスなど物価が高騰し、生活者は事業者の活動に幅広く影響が及んでいます。こうした中で町民の暮らしや、経済社会活動の回復を確かなものとするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して落ち込んだ消費の喚起のためプレミアム付き商品券を発行する商店街活性化事業をはじめ、事業者の経営の継続と安定を支援する給付金や安全・安心な住民活動を継続するための感染予防対策などにかかる経費について追加をし、緊急対策事業の第10弾として進めて参ったところでもあります。更に、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とする国の4回目の新型コロナワクチン追加接種の実施方針に基づき、美深町が実施する集団接種等の経費について追加をして感染対策に万全を期して参ります。これらの新型コロナ対策の他、事業量の増加、施設等の修繕や備品の更新など、緊急性のあるものについて補正をするほか、総務費では活性化促進条例に基づく特産品等開発事業の申請に伴う補助金の他、地盤調査結果に基づく職員住宅建設工事請負費の追加、民生費では国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により行う、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の給付費の追加、土木費では泉クトンベツ道路の調査測量費の追加、教育費ではALTの離任・着任に伴う負担金等のほか、COM100設備監視システムの更

新工事を追加いたします。なお、民生費、教育費及び職員給与費では保育士等処遇改善臨時特例事業にかかる報酬及び手当等を追加いたします。次に歳入でありますけれども、追加補正にかかる財源につきましては、前年度繰越金や国・道補助金を充てて整理しております。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ1億4,231万6千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ52億3,721万6千円となるものであります。次に議案第30号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、地域包括支援センターで管理しております公用車の自損事故による車両の修繕を追加して補正し、この財源について全額を一般会計からの繰入金で措置するものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ18万8千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億9,518万8千円となるものであります。次に議案第31号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。歳出では恩根内浄水場の地下タンク漏洩検査で異常が指摘されたため、新たに屋外灯油タンクを設置する工事請負費並びに追加実施した漏洩検査業務委託料について補正するものであります。歳入では、追加補正にかかる財源につきましては、前年の繰越金を充てて整理しております。これによりまして、北部簡易水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ104万4千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ2,424万4千円となるものであります。以上、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算の提案説明と致します。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げますと提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 別冊で配布しております議案書29号の説明をいたします。議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第2号）。令和4年度美深町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 中江保健福祉課長。

○保健福祉課長（中江勝規君） それでは、議案第30号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第30号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第 3 1 号のご説明をします。議案第 3 1 号 令和 4 年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 4 年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 2 9 号乃至議案第 3 1 号の説明を終了します。

◎日程第 1 2 報告第 5 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 2 報告第 5 号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、各委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

6 番 藤原君。

○6 番（藤原芳幸君） 所管事務調査報告を申し上げます。総務住民常任委員会では、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告するものであります。調査日は令和 4 年 5 月 1 0 日、調査事項はゼロカーボン・SDGs 社会を迎え、ごみ収集・分別の課題についてということであります。調査はリサイクルセンターでの現地視察及び委員会室での聞き取り調査であります。調査の内容は 4 点について調査を致しました。1、一般・炭化・資源ごみの収集量と推移。2、作業員の配置と作業内容と時間について。3、各作業マニュアルとコロナ対策。4、ごみ減量化・分別の向上を図るための住民に対する具体的な取り組み 4 点について調査を致しました。聞き取った内容におきましては、4 点それぞれにご記入をしておりますので一読いただきたいと思います。報告は調査のまとめを朗読して行いたいと思います。調査のまとめ ごみの問題は、ごみの資源化、処理の広域化など社会変化に対応し、今日では資源の循環利用での脱炭素化が求められ、持続可能でより良い世界を目指す SDGs の考え方も取り組んでいかなければならない課題となっております。脱炭素化には、ごみの減量化が有効でありますけれども、分別率を上げ一般ごみと炭化ごみの減量化を進めることが必要であります。資源ごみは選別時に多くの手間と作業が発生しており、異なる種類のごみの混入や容器の洗浄不足、ペットボトルのラベルが剥がされていないなど、まだ町民に協力をお願いできる部分もあるのではないかと。また炭化ごみについては、水分の除去をかねてからお願いしておりますけれども、食品残渣は過去にコンポスターの利用を進めた経緯があったように、何か具体的な対策が求められるところでもあります。美深町リサイクルセンターは平成 1 5 年に開所し、順調に運営され資源化率も比較的に高い水準を維持しているものの、

まだ改善の余地があり、作業現場の実態から改善点を協議し、町民にも実態を反映した情報の提供を行い、改善に向けて新たな目標と具体的な行動内容を提示するなど、取り組みを進めることが望まれます。また、施設の機能からも新型コロナ感染を予防するために、十分な感染対策を継続して運営にあたる必要があります。ごみの減量化の推進は、本町や日本だけの課題ではなく、地球上の生物の生存にも係る大きく重たい課題であります。この取り組みは、次世代の子どもや孫たちの未来にも繋がるものであり、現在の私たち1人ひとりの行動にかかっていることを認識し、日常の行動の変化に繋げていく施策が必要であります。

脱炭素化やSDGsの取り組みはスタートしたばかりでありますけれども、これらの理念をどう行政に反映させていくかが問われる時代となり、理事者側、議会側もこの課題も研究し、議論していくことが必要であると考えております。以上、総務住民常任委員会の所管事務調査報告であります。

○議長（南 和博君） 次に、産業教育常任委員会の報告です。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 産業教育常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。本委員会は、下記の事項につきまして閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定によりここに報告を致します。調査日は令和4年5月19日。調査事項は2点ございまして、1つ目はICT教育の取り組みと課題について。内容については、ギガスクール構想のその後と、現状の教育の内容について調査を致しました。調査方法は、美深中学校の授業参観という形で現地視察。そして、聞き取り調査の2種類でございます。もう1点は、いじめへの対応・取り組みについて調査を致しました。調査内容は、対応への基本方針とアンケート調査等の内容について聞き取り調査を行ったものであります。それぞれ現状については、ご一読頂きたいと存じます。調査のまとめをもって調査報告とさせていただきます。1つ目のICT教育の取り組みと課題につきましては、タブレット端末をノートや鉛筆のように持ち歩き、日常生活のツールとし、学習の機会を図るのがICT教育のひとつの目標でございます。そのための課題を整理し、それへ向けた取り組みが必要であります。より児童生徒が日常的に持ち歩き、学習に活かす取り組み、より学ぶ意欲を持てるアプリの導入の検討と予算措置。民間活力によるICT支援員の導入、反転学習による家庭学習と授業の連携の研究など、さらに今後遡上してくる教科書のデジタル化を見据えた対応を求めるところであります。調査事項2 いじめへの対応取り組みについての現状については、ご一読頂きまして調査のまとめを申し上げます。アンケート調査の設問では、いじめを嫌な思いと表現を変更し認知の底辺を広げ、嫌な思いをしていると答えた対象者にスクールカウ

セラーを通して順次対応している点が大いに評価を致します。その一方で、誰にも相談しないという回答も見られることであり、子どもの孤立化を防ぐためにも、誰にも相談できない子どもを見過ごすことがないよう子ども相談支援センターの認知への取り組みを含め、一層の対応・対策が課題でございます。以上を持ちまして所管事務調査の報告と致します。なお、この所管調査、中学校の現地視察をさせて頂いており、懇切丁寧にICT教育の取り組みを答えて頂きました松原校長。5月30日に逝去されました。謹んで哀悼の意を表明したいと存じます。以上で報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。なければ以上で報告を終わります。

◎日程第13 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第13 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。明日、16日は議案審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、明日16日は休会とします。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後4時33分

令和4年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和4年6月17日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第23号 美深町税条例等の一部改正について
- 第 3 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第28号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について
- 第 5 議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第30号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第31号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
- 第 9 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第10 議員派遣の件
- 第11 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 名 取 明 美 君 | 2番 田 中 真奈美 君 |
| 3番 和 田 健 君 | 4番 欠 員 |
| 5番 岩 崎 泰 好 君 | 6番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 中 野 勇 治 君 |
| 9番 荒 川 賢 一 君 | 10番 齊 藤 和 信 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君 副 町 長 今 泉 和 司 君

総務課長	川端秀司君	住民生活課長	桜木健一君
保健福祉課長	中江勝規君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	建設水道課上席主幹	竹田哲君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	小野勇二君	生活環境グループ主幹	内山徹君
税務グループ主幹	中林秀文君	保健福祉グループ主幹	和田政則君
農業グループ主幹	前田直久君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	丹伊田和博君
------	-------	--------	--------

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。
望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。休会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から6月実施の例月出納検査報告書、これにつきましてはお手元に写しを配布しています。次に、追加議案について申し上げます。長側提出の議案はありません。議会側提出のものは、意見書案2件、派遣1件、承認1件で、本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第23号 美深町税条例等の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第23号 美深町税条例等の一部改正についてを議題とします。これから議案第23号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第23号について採決します。議案第23号 美深町税条例等の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第23号は可決されました。

◎日程第3 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第24号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第24号について採決します。議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願

います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第24号は可決されました。

◎日程第4 議案第28号 美深町物産展示館「双子座館」の指定管理者の指定
について

○議長(南 和博君) 次、日程第4 議案第28号 美深町物産展示館双子座館の指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第28号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番(小口英治君) こちらは7月2日からの5年の3月31日までの指定管理になっていますが、指定管理の考え方なのですが、これは今回は特別ですね。物産館と温泉の方の施設が1つになるという重要な案件だったと思います。それで物産館のアイランド含めての3月31日という期限で提案されていますけれども、今後の考え方として2つが1つになりますので、私的には公募によらないということやってきたのですが、本来はそういうような以外の方法もあるのではないかと思いますので、その指定の考え方だけお聞かせください。

○議長(南 和博君) 川端総務課長。

○総務課長(川端秀司君) ここは、施設の状況を見て頂けると分かると思いますけれども、物産展示館にしても、それからアイランドにしても、そこで営業する美深振興公社、それから株式会社アウル、こういったところが一体的に施設を利用しながら営業を含めて、運営しているという状態になります。ですから、それ以外の指定管理者がそこに入ってきて管理するというような状況になるということは、決して経営上といいますか、会社の運営上も好ましい状態にはならないのではないかなと思います。ですから、営業と一体的に行っております2つの会社が、これまで非公募ということで選定してきましたので、これからつきましても今度は1社になるということですので、これら営業と一体的に踏まえて頂いて指定管理をして頂くということが合理的じゃないかなと思います。

○議長(南 和博君) よろしいですか。他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第28号について採決します。議案第28号 美深町物産展示館双子座館指定管理者の指定について賛成の方は

挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第28号は可決されました。

◎日程第5 議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算(第2号)

○議長(南 和博君) 次、日程第5号 議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。これから議案第29号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番(荒川賢一君) 8ページになります。職員住宅の建設の請負費についてお伺いを致します。すでに基礎工事等に向けて着手しておりますけれども、どういう経緯で今回の補正になったのか、それをまず確認をさせて下さい。

○議長(南 和博君) 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹(小林一仙君) 今回の補正に関しては、説明した通り基礎工事によるものと、それに伴う排水工事を追加するというものでありまして、契約後に地盤調査を行っております。そこで1棟あたり5カ所のそれぞれ地盤調査をしたところ、約2メートルほどの深さまでのその地盤の状況を調査しているのですけれども、約1メートルから1.75ちょっと幅はあるのですけれども、そのぐらいまでシルト質というか、結構砂よりも細かい土壌の状態であることがわかりまして、それによると支持力が若干弱いということがあって、まず基礎を下の幅ですね。当初の設計では45センチだったのですけれども、それを60センチにして支持力の強化をするという対策をするということになります。それと合わせて、それによってちょっと深くしてちょっとフロアレベルが下がるのですけれども、それによってちょっと排水の流れが変わるということで、排水を入れて建物の周りに水が溜まらないようにするというので、その2種類の変更をするという内容であります。

○議長(南 和博君) 9番 荒川君。

○9番(荒川賢一君) 説明時に、確か確認申請中という説明ではなかったでしょうか。違いましたか。

○議長(南 和博君) 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹(小林一仙君) 確認申請は、6月6日付で申請がおりておりますので、その点はもう申請済みになっております。

○議長(南 和博君) 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 私、予算の説明の時に言ったのは、当初予算で1棟分の申請手数料しか持ってなかったものですから、これで今回1棟4戸が2つということになったので、2件分の申請手数料が必要になるので、現行予算で足りないものですから、それで申請と検査の手数料、それも追加をさせていただきますという説明をさせていただきました。

○9番（荒川賢一君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 9ページの2款のまちづくり推進費の中の、18節の活性化促進補助金について、ちょっとお聞きしたいと思いますが、これはレストランですとか、お肉の販売だとかという説明はあったのですが、事業費の2分の1補助ということの説明はあったのですが、この160万円の中の内訳等をちょっと教えて下さい。それともう1点、10ページの観光費の美深町観光協会補助金に140万のどのような物品の補助内容かもお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 先に質問のありました活性化促進条例の申請なんですけれども、こちらにつきまして、事業経費の内容につきましては、まず加工する施設、それから販売する施設の要するに店舗になりますかね。そういったところを購入するという経費がまずあるということと、それから新商品の開発、特産品開発に関わる分では加工用の設備、こういった機器類が必要になるということで、備品等の購入があります。あと、すみません順逆になりましたけれども、購入した建物の改修もそれなりに行わないといけないということありますので、そういった経費も入ってございます。大まかに言いますとそういうような内容でございます。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） もう1点の観光イベントへの感染予防対策事業の内訳ですけれども、今後大規模なイベントに備えた予防対策にかかる備品等の購入を考えております。具体的な内訳としましては、手指消毒器ですね。自動の手指消毒器の購入ですとか、検温器付きのものも考えております。あと消毒にかかる手指消毒用のポンプですとか、アルコール消毒液、更にハンドソープも考えております。それと屋外で開催するイベントに対応するためポータブルの電源、バッテリーと言うか電源機器を購入することと、それに伴う電源の延長コードも含まれております。あとですね、感染飛沫防止シートですね。ビニールのシートですけれども、それにスタンドを付けた形のものを検討しております。テント等の来客者との接触等を防ぐためにビニールのシートを購入することも検討

しております。あと、会場内でゴミの処分等を考えると、1カ所にごみ箱を用意すると色々な人の行き来が多くなるものですから、テーブルを用意する場合はテーブルに1つずつごみ箱を設置するというようなことを対策として考えております。それに使用しますごみ箱の購入も含まれておりますし、あと注意喚起のコロナ感染対策の注意喚起の看板を設置するためにそういうスタンドも含まれておりますし、あとですね。そのイベントのスタッフ等、運営する側の方の抗原検査のキット等も購入して、スタッフは抗原検査を済ませてイベントに臨むというようなことで、備品等を検討しているところです。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 活性化促進補助金について再度お聞きしますが、ここの該当の会社といたしますか、そこの方はどなたなのかということと、大まかな説明だったのですが、店舗の改修ですとか機器だとか、その内訳が分かれば大まかでいいですからちょっと教えて下さい。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 今回、申請のありましたのは、美深町内の農業関係の法人でございます。その経費と言うのは、金額的なことをお答えすればよろしいですか。それではですね。まず、店舗になる建物の購入費、これが100万円程と見られております。それからその改修にかかる費用なのですけれども、これが140万円程。次に、冷蔵庫だとか加工機器なのですけれども、それらも備品としてまとめて70万円程というような内容になっております。今の時点の予算額です。

○7番（小口英治君） 分かりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私の方からは、1点お聞きしたいと思いますが、9ページ、10ページの商工費、商工業振興費の負担金補助金及び交付金の中で、商店街活性化事業補助金について、今回も大きな予算を上げたところなのですけれども、これについて現在の物価高騰、あるいはウィズコロナの対策として、プレミアム率についてですね。これは旧来と同じような形で今回予算措置していますが、それらについてはどのような検討をされて今回の決定に至ったのかということの中身をお聞きしたいことと、旧来からずっと色々私もお話をしていますが、これはあくまでもプレミアム商品券の事業というのは、カンフル剤であると思っております。根本的にもう少し地域の商店街、商業界が活性化するための方策と言うのはしっかり立てなければいけないと思っているのですが、その辺の検討については、並行してどのように進めているのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

す。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 只今のプレミアム商品券等に関するご質問で、まず1点目は、プレミアム率ですけれども、こちら商工会からの要望書にもありました通り、昨年と同率の率となっております。この部分につきましては、特に変更するというような考え方もなかったというのが現状であります。それともう1つ今後のプレミアム商品券による活性化の方策等はどういう協議をされていたかということですが、こちらも要望書を提出されてからこの補正予算を提出するまでに商工会とも幾度も協議をさせて頂いた中で、新たな手法と言う部分については、この短期間ではちょっと見つけられなかったと言いますか、今後の課題ということで今整理をしている段階であります。その中の今までの協議の中で、まんぶく券等のそのスタンプラリー等の方法については、若干去年とは違う形で検討してきておりますので、その部分は幅広い店舗の活用という部分で、去年とは違う形をとらせて頂く予定でおります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 事業主体があって、こういう予算付けにしたと思うのですが、ただその今日的な状況を勘案した時に、やはりこの物価上昇、高騰する物価の対策と言うのは、これから十分に考えていかなきゃいけない事項だと思います。これについては、商工会の方からしっかりと要望があった時点で検討されるのか、あるいは町として、これらについて何か新たな方策を決めるための協議を進めるのか、その辺のところ大事なところなので、今後の課題だと言われたけれども、これはプレミアム商品券発行して以来ずっと、私はその点について、これはカンフル剤でしかないですよという話はしてきたつもりです。カンフル剤であるという認識にあるのかどうか。その辺のところも含めて、今後その課題解決に向けて町として協議を進めていくのかということも、しっかりと答えて頂ければと思うところですが。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） プレミアム商品券に関しましては、かなり長い間こういった取り組みをして消費者の皆さんと、町民の皆さんとですね。一緒になって商工会を盛り上げると言うか活性化するという、行政だけではなくて、一体となった事業ということがあります。その販売額につきましても、コロナ禍で従来120%だったものが10%上げたり、それからとても苦勞されている事業者さんにつきましては、まんぶく券を出してみたりということで、今言われたカンフル剤という性格では、確かにそのようなことになっていると思います。ただ、今までも商工会の皆様から非常に良い制度だという評価を受けて

いますので、毎年商工会の要望が挙がってくるときには、こういったことを合わせて要望されてきています。それで、その物価対策と言うところなのですけれども、ここに来て日本の経済全体的にそういう傾向にあって、色々なところで値上がりをしているというところありますけれども、商工会さんが負担になっているところというのは、それぞれの事業者さんで異なるのでしょうけれども、そういったところが影響してくると将来的には、短期間で見えていますけれども、将来的には長引くようであれば、それは価格の方に転嫁されてくるということで、逆に今度はそちらからフィードバックされてくる。事業者さんの方という動きになるのではないかなと想像しています。それが叶わないうちの間、まず事業が継続されないといけないという考え方があると思いますので、その点は今の時点で、こういったプレミアム商品券などを使って事業を継続できるような経済活動に貢献できればなと良いかなと思います。将来的にどうなのかということに関しては、やっぱり価格転嫁される消費者方にその負担がいくのではないかなという風に見ております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 私も9ページ、10ページのその商工会補助金、コロナ対策、コロナ予防対策の補助金の部分で、これは全員協議会の時にも説明を頂いた部分ではあるのですが、その時に聞いた中でいくと、この商工会に委託している部分で取り扱い、それと周知に関してということで、商工会が担っている部分ではあったのですが、ここはその時の対象となるものが、町内、商工会員に限らず全部の事業者ということでの話を伺ったところなのですが、商工会が商工会員の方にまでしっかり周知出来るのかなという部分では、ちょっと大丈夫かなという部分があったところなのです。例えば美深町が、美深町民に大事なことを周知しようとしても、中々みんなに伝わらないという現状がある中で、商工会が商工会以外の事業者にもしっかり周知出来るかどうかというところでは、本当先程言ったような疑問があるわけですがけれども、商工会以外にも何か周知の手立てというものを図るべきではないのかなと思うのですけれども、その関しての対策というものは持っていらっしゃるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 商工会への補助金で、進めますこの感染予防対策の事業ですけれども、昨年も同様の補助金を出しておりますが、商工会から商工会員以外への周知としましては、防災情報端末機を利用しての周知をされてきておりますし、今年度につきましても防災情報端末機を使用するというところで話をしています。町の方としまして、町のホームページですとか、町広報を利用して周知は進めたいと考えております。

その周知期間、一定程度時間もかかるということで、昨年よりも申込期間は長く見込んで進めようとしているところです。

○6番（藤原芳幸君） 分かりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） ページ数でいうと11ページの語学指導費の部分ですね。今回のALTの方で、マークさんが任期満了ということで退任されるということなのですけれども、マークさんは令和3年、去年の9月ですか。コロナ下で外国人の入国規制があったりして、中々来れなかったところ、やっと来られて、ああ良かったのかなと思っていたところ1年で退任されるということで、ちょっと非常に残念なところではあるのですけれども、ALTの方個人の方それぞれ希望があつてのことでしょうから、辞める理由をここで聞きすることはしないのですけれども、これまでもこの短期間でALTの方が退任されるということが何名かいらっしゃったかと思うのですけれども、その短期間ということはこの美深の英語教育というところに考えると、やっぱりその学校現場の中では折角慣れてきたところで辞めてしまうという。その学校現場の担当している教員の方であったり、また一緒にやっている町独自で採用している外国語の指導助手の方であったり、そういったところでの影響といいますか、この一連の流れを短期間で辞められてしまうと止めてしまっている状況もあるのではないかなという気はするのですけれども、そういった影響はないでしょうかね。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今回の語学指導の方のALTの1年での退任の件なのですけれども、この件につきましては、今の規則上ですね。1年、1年の任期延長というような形で、本人の意向等もございましてそのような対応をとらせて頂いております。和田議員さんが言われました通り、本来であれば長くいて頂いた方が子どもたちの交流でしたり、そういう部分がございますが、やはり本人のスキルアップの部分で次のことに進みたいですか、そういうことがあれば教育委員会としても、それは尊重せざるを得ないのかなと考えております。また1年、1年で変わる部分について、子どもたちの影響については、教育委員会のALT、語学担当、外国語担当の職員等も含めた中で、全体でそういうところはカバーし合いながら影響を少なくなるような形で、子どもたちへ影響が少なくなるような形で進めていきたいと思っておりますし、今2名体制でALTもとらせて頂いておりますので、もう1名につきましては、そのまま継続ということで方針として進んでおりますので、そういうところで全体で2人が一変に変わらない部分もございまして、

そういうところでカバーし合っていければなと考えております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 言われるように、やっぱり折角2名体制と、しかも町独自で外国語の指導助手というのを採用して、かなり手厚い英語教育を実践している中ですから、ALTもやっぱりですね。出来れば言われる通り長く、この美深町に滞在して頂きたいなという思いがあるのですよね。なので、制度でいうと1年更新で最長3年間と。しかも優秀であれば5年に延長できるという制度ですからね。その最長の5年、少なくとも居てもらえるようなALTの教育と言うか、育てることも必要なのではないかと思うのですよね。そういった取り組み、今もしされているのであれば、実際どのようなことをやっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 教育委員会と致しましても、出来れば本当に最長の期間いて頂きたいというような形で、そういうところで先程も申したのですけれども、外国語の指導職員等もつけながら日常生活の部分についてもカバーし合いながら行っていくという努力をしております。基本的にはそういうようなところで、まず町に触れあうときに教育委員会もそのALTに寄り添えるような体制づくりも務めておりますし、そういうところで1年でも長くALTの方が美深町に馴染んで頂いて、生活して頂いて、子どもたちに還元して頂くというような体制づくりをつくっていくような努力はしているつもりであります。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第29号について採決します。議案第29号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第29号は可決されました。

◎日程第6 議案第30号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第30号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第30号に関し質疑を行います。質

疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第30号について採決します。議案第30号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算(第1号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第30号は可決されました。

◎日程第7 議案第31号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第7 議案第31号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。これから議案第31号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番(岩崎泰好君) 工事請負費についてお伺いしたいと存じます。説明によりますと、恩根内浄水場屋外灯油のタンク設置工事ということでございますが、この原因となるものは地下タンクの老朽化ということで承っているところでございますが、その内容について改めてもう1度お聞きしたいと思っています。その中身については、地上に灯油タンクを設置するという事は良いのですが、旧来ありました地下タンクについて、その処分といえますか、処理の仕方、そのところはこの工事請負費に入っているのかどうか。また処理の仕方がどのようにされるのか、その辺についてお聞きしたいと存じます。

○議長(南 和博君) 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹(町屋英雄君) 恩根内浄水場の地下タンクなのですけれども、昭和61年に設置をした容量1,500リッターの地下タンクとなってございます。こちらにつきましては、毎年年に1回ですね。定期的に漏洩検査を行っておりまして、今年の検査の時に、一部ちょっと異常があるという報告がございまして、それにつきまして現場が浄水場ということで、水処理の関係等に油が入ってもまずいということで、即座に詳細調査を行いまして、原因の調査を行ったところでございます。詳細調査の結果ですね。タンク内の灯油が揮発して、タンク内が膨張しないようにするための散気管という部分とですね。あと浄水場の中にありますサービスタンク、こちらの方が溢れた時のために、地下タンクの方に戻し入れるための返油管という管があるのですけれども、そちらの2カ所が穴が空いているのではないかという風なそういった結果がでまして、それらについて改修

等を当初考えまして、色々見積もり等をとりました。地下タンクは鉄でできたタンクなのですけれども、その周りに漏れたら困るということで、コンクリートで水槽みたいな感じになっているものでございまして、改修するとなるとそれらのコンクリートを壊したりだとか、そういった結構な経費がかかるということで、もう1つの対案として地上に灯油タンク、家庭用のホームタンクを2基設置してですね。やったらどうだという風な業者からの提案もございまして、双方比較した結果、そちらの地上にタンクを置いた方が価格的にも安くなると。今後、地下タンクですと、年に1回漏洩検査をしなきゃいけないのですけれども、地上タンクになりますと、そういった検査の手数料も今後かからなくなると、そういった面もございまして今回、工事請負費の中で、その地上タンクの設置をしたいということで補正の方を要求挙げさせて頂きました。それで古い地下タンクなのですけれども、基本的には埋め戻しするのですけれども、埋め戻しする前に中の方のタンク内をですね。中性処理しまして、そのタンクの中に砂を埋めてですね。入れて埋め戻すようなそのままコンクリートで蓋をして、残置をするという風なそういった経費もこの工事費の中に含まれてございます。以上でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 詳細分かりました。ただ、地上になった場合も定期点検は行っていくのですね。かつては、恩根内プールのところで油漏れということもありましたね。そんなことも考えると、とりわけ浄水場ですから、その辺の管理の方法について、しっかり定期点検をして進めていくという確認ですが、そんなことでよろしいのですかね。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 恩根内浄水場はですね。週に1度委託会社の方が点検に行ってますね。対応しております。その点検の際にですね。合わせまして灯油タンクの点検等もやって頂くということで考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第31号は可決されました。

◎日程第8 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を
求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、藤原議員。賛成者は、小口、中野、荒川、名取各議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について申し上げます。この意見書は地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出するものであります。提出者は、私藤原。賛成者は小口、中野、荒川、名取各議員であります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、及び内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣となっております。それでは趣旨を読み上げたいと思います。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。アメリカは、77年前の8月6日に広島、その3日後の9日に長崎に原爆投下をいたしました。2017年9月20日、核兵器禁止条約の調印・批准・参加が開始されて以降、各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア・ヨーロッパ・中南米・アフリカ・太平洋諸国の86カ国、批准国は62カ国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50カ国になったことで、2021年1月22日に発効いたしました。被害者とともに、条約実現に貢献した、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANには、ノーベル平和賞が授与されました。核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、製造及び、保有、貯蔵さらにその使用と使用すると威嚇も禁止し、条約締結国に対し、自国の領域、または自国の管轄、もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止しています。日本国民のおよそ9割が戦争を知らない世代となり、早期の署名・批准を願う被爆者の方の平均年齢も84歳を超え、残された時間も少なく、悲惨な体験を後世に伝える語り部も減少しています。戦争のない平和な世界の実現は、国民の恒久の願いです。唯一の被爆国である日本は、核兵器のない世界を望む国内外の世論と、核廃絶の世界の流れを積極的に主導すべきです。よって日本政府に対して、核兵器禁止条約に参加・調印・批准するよう強く求めるとともに、それまでの期間はオブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加するよう強く求めます。以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出するものであります。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第1号について質疑を行いま

す。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから意見書案第1号を採決します。意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、意見書案第1号は原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第9 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長(南 和博君) 次、日程第9 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、岩崎議員。賛成者は、和田、齊藤、田中の各議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

5番 岩崎君。

○5番(岩崎泰好君) 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。この提出にあたっては、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出するものであります。提出先は、衆議院議員、参議院議員、それぞれの議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣となります。提出者は、私岩崎。賛成者は、和田、齊藤、田中各議員となります。意見書案の朗読をもって提出の説明とさせていただきます。森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されおり、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替えとなる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積

極的に推進することが必要である。本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。本道の森林の将来の世代を引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災減災対策を更に進め森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう施策の充実・強化を図ることが必要である。よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。趣旨は以上でございます。議員各位のご賛同を頂き可決頂くことをお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第2号を採決します。意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第2号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第10 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議員派遣の件を議題とします。お諮りします。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布の通り議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は原案の通り決定し

ました。

◎日程第11 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、その通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。これで本定例会に付議された案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和4年第2回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 小 口 英 治

署名議員 中 野 勇 治